

「ジェンダー」論から考える「夫婦別姓」について（上）

生 田 頼 孝

序章 本論文の目的意識

第1節 ジェンダー（Gender）とは何か

ジェンダー（Gender）は、セックス（Sex）が生物学的な性別を示すのに対し、男女の性別による社会生活で果たす役割の違い等についての性別に関する概念である。「料理は女がやるもの」、「料理は女の仕事」といった言葉に見られるように¹⁾、女性と男性が「社会」での生活で負う責任や活動を区別することである。

Gender はラテン語の種類・タイプを意味する *genus* に由来し、中世英語の *gendre*、近代フランス語の *genre* として用いられ、日本語でもすでにジャンルとして一般化している。ちなみに、男性らしい（マスキュリン）や女性らしい（フェミニン）も、ジェンダーのカテゴリーに属する²⁾。ジェンダーは社会の中で作られ、社会化の過程（socialization process）で学習され、特定の時代や背景に伴い変化する。

ちなみに男女の生物学的な性別による役割の違いから生まれる社会的格差が、ジェンダー・ギャップ（gender gap、男女格差）である。日本のジェンダー・ギャップは世界で120位³⁾とされている。ジェンダー・ギャップを特定する項目としては、以下のものが用いられる。

- ・ 出生時の男女比、平均寿命の男女比。識字率、初等教育就学率、中教育就学率、高等教育就学率の男女比
- ・ 労働参加率、同一労働における賃金、推定勤労所得、管理的職業従事者、専門技術の男女比
- ・ 国会議員・官僚・最近50年における行政府の長の在任年数の男女比

ジェンダーが盛んに論じられ、ジェンダー論として定着し始めたのは、1970年代の米国である。砂田恵理加「アメリカ合衆国における取組と日本への示唆」は、米国におけるジェンダー論をとりまく環境について、次のように分析している。（以下「」内は、砂田論文の引用）

「女性の社会進出が進んでいると考えられがちなアメリカ合衆国であるが、この国でも男女の共同参画にはいまだに多くの課題が残されている。男女間に大きな教育の格差は見られず、全労働力の46.5%を占めるなど女性の就業率も高いものの、職種、雇用形態におけるジェンダーギャップは大きく、大企業の重役、政府高官、今回調査を行った高収入の専門職などへの進出は十分だとは言えない」⁴⁾。

「一定以上に女性の昇進・登用が進まない状況を受け、『ガラスの天井』（The Glass Ceiling）という表現が使われるようになったのは、1980年代のことである。女性の就労が話題になる時、この

フリーズがその後30年近くを経た現在でも決まり文句のように繰り返し使われていることから分かるように、女性がキャリアを重ね、ある程度まで昇進をしても、組織の上層部にまで登りつめることは難しいのが現状である⁵⁾。

そして、この原因として、「家庭」－「仕事」の両立の難しさが指摘される。

「家庭と仕事のバランスを取ることの難しさがキャリア形成の障害となるのは、どの層、どの職種に就く女性にとっても変わりはないが、そこには専門職に就く女性に特有の課題もある。近年の調査によれば、アメリカにおいて高学歴の女性たちが出産・育児のために一時的に離職する期間は平均して2年から3年であるが、高い専門知識を持つ女性たちにとって、損失は仕事を継続していたら稼げていたはずの給与だけではない。その間に達成できていたはずの業績、失われた昇給や昇進の機会、復帰の際に現場の最先端の情報・知識に追いつくための再教育費用など、キャリア中断のコストはこうした女性たちの大きな負担となる」。

「むろんすべての専門職の女性が育児休職を取得するわけではないが、全体を比較すると、出産・育児のために休職あるいは一時的にでも退職をする可能性の高い女性たちと、その可能性がより低い男性とでは、給与、地位ともに最終的に大きな差がでている。そのことが、組織の上層部に女性が到達する確率を低くしている原因であるとも思われる。収入面から言えば2000年のデータで、編集者などのメディアに従事する女性は同じ分野の男性の収入の81%であり、女性医師は男性医師の72%の給与しか受け取っていない。昇進に関しては、大企業のシニア・マネージャークラスには3%から5%の女性しかおらず、専門職の中でも最も女性の進出が進んでいると言われている研究職（文系理系の双方を含む）であっても、大学の状況を見れば、女性の率は正教授（full-professor）全体の25%程度を占めるにすぎない⁶⁾。

しかし、以下のような指摘もなされる。

「それぞれの分野・職種によって程度の差はあるが、女性たちが初めてまとまった数で難関大学や大学院等で専門的な教育を受けるようになった70年代～80年代前半から現在に至るまで、一定数の女性が継続的に専門職に就いてきた⁷⁾。

その一方では、女性が

「一旦は医師や編集者を含む高収入の専門職に就きながら仕事を辞め、専業主婦になる選択」をなす事例も多い。

砂田氏は以上の状況について、社会学者のパメラ＝ストーンが行った女性への聞き取り調査をもとに、次のように述べている。

「こうした女性たちは退職し、家庭に入ることを『選択した』し、インタビューに答える際には自分たちのその選択を肯定的な言葉で説明する。しかし彼女たちは必ずしも積極的に専業主婦になることを選んだのではなく、さまざまな外的要因を受け、結局はそうすることを選択せざるを得なかったとストーンは分析する。本研究によると、当然のことながら育児は女性たちが離職をする一つの理由であるが、それだけでは多大な労力と教育費を投資して獲得した専門的な仕事をあきらめる直接的な原因にはならない。母親は子供と一緒にいなければならないという母性を強調する伝統的な女性の役割意識に加え、家事・育児に非協力的ではないものの、妻と同等かそれ以上に責任のある仕事をしている夫から積極的かつ十分な支援を受けることが期待できない等、家庭の側にも女性を引っ張る『プル要因』がある。しかし女性がキャリアから離脱することを決意する理由として

は、こうした『プル要因』よりも、母親になった女性たちを失望させる働きにくさ、つまり職場の『プッシュ要因』の方がはるかに大きい』
のである⁸⁾。

ストーンが聞き取り調査で得た結論について、

「能力のある女性労働力を失わないために、『家庭に優しい』方針を取ろうとしている企業や組織は多いが、専門的な仕事であればあるほど責任も重く、『週 60 時間労働及び年中無休の説明責任』を要求され、家庭と仕事のバランスを取るための根源的な支援にならないことが多い。こうした職場での柔軟性のなさが、最終的には女性に退職を決意させる」

ということが言われる。

筆者自身も、同和教育において

「差別は意図的になされることはほとんどない」

と言いつつも、妻（女性）に家庭内での無償労働を期待していた男性教師の発言（1980 年代）や男女平等を議論するクラス討論会にて

「女は家にいるもの」

等、女性の個人としての経済的自立等を奪う人権侵害の正当化とも言える発言をした同級生（1990 年代）といった経験をしている。

以上の社会状況は、男性と女性が「生物学的な繁殖機能」の延長により、必ずしも「人間として（適材適所により）平等に扱われていない」という「社会」矛盾を示している。

第 2 節 フェミニズム運動について

ジェンダー論に先立つこと一世紀前に、すでにアメリカでは、男女間に存在する社会矛盾を打破しようとする女性達の運動が出現していた。フェミニズム運動である。

砂田によれば、フェミニズム運動の第一波は「ニューヨーク州のセネカ・フォールズで 1848 年に行われた会議」⁹⁾を起点とする。この会議では

「両性の平等を訴えるとともに、女性参政権獲得という目標」

が掲げられた。そして、

「運動の担い手は、主に教養のある中産階級以上の白人女性たちであった。性役割に対する挑戦という既存の社会体制を揺るがしかねない革命的な要素を含んだフェミニズムが、社会の主流エリート層の女性たちの手によって開始されたことは、その後のこの国の女性運動の在り方に大きな影響を与えた。当時の女性運動に従事したこうした女性たちの多くは、主婦であり賃金労働をしなくてもよい社会階層に属していた。したがって『働く女性たち』が直面する問題、別の言い方をすれば賃金労働をしなければ生活をしていけない労働者階級の女性たちが直面する課題は、見過ごされがちになった。たとえば、参政権運動から派生したロビー活動の結果、1848 年にニューヨーク州で立法化された、既婚女性が自分の財産を管理する権利を保障する『既婚女性財産法』(Married Women's Property Act) は、この法以前には夫の管理下に置かれていた、女性が結婚前に取得した財産及び結婚後に相続をした財産のみを想定するものだった。この法律は、一定の財産を持つ層出身の女性の権利を守るものである一方、財政的な基盤のない女性が労働を通じて得た賃金をその夫の手から守るものではなかったのだ。いかに当時の女性運動活動家たちの目が、働く女性たちの権利

に向いていなかったかが分かるだろう。中産階級以上の女性たちが担った当時の女性運動と労働者の権利を守る運動には、常に一定の距離があった。労働者階層の人々の生活や労働環境の改善を求めた女性社会改革運動家もあり、主に都市部で貴重な成果をあげたが、一方でそれは中産階級以上の人々の価値観を反映した、エリート主義に傾きがちなものでもあった。女性の高等教育がゆっくりと、しかし確実に広まっていった19世紀の後半以降、医師等の専門職に就くエリート女性も出てきたが、一定の層を形成するにはあまりに例外的な存在だった。こうした状況の中、女性運動は専門職に就く女性たちの労働環境を改善する力にはなりにくかった¹⁰⁾。

この後、1世紀以上を経過した1960年代になり、アメリカではフェミニズム運動の第二波が出現する。

第二波は「郊外に暮らす中産階級の主婦たちの漠然とした不安感の原因を探る」ことから始まり、「固定化された美しさの基準のもとに女性の価値が測られることの暴力性」等、マスコミの女性差別を批判し、又、自身の主張のために積極的なマスコミの利用を行なったのであった、この他にも、

「『個人的なことは政治的なこと』(personal is political) という当時の標語が表すように、第二波フェミニズムの活動を通じ、私的な営みだと思われていた家庭や結婚、家族の在り方が、実は社会全体の権力関係を反映したものであると理解されるようになった。現在、家庭と仕事のバランスを取ることが、個人的な問題であると同時に、その達成のために社会や企業も責任の一端を担うべきだと認識されていることとも無関係ではない。また、個人の経験や感情をグループの中で順番に語っていく、意識高揚 (consciousness raising) のような手法や、階層化されたヒエラルキー型ではなく、より対等な立場の個人のネットワークを基盤とするような組織運営の方法なども、形を変えて現在でも活用されている」

と指摘されている。さらには、

「第二波のフェミニズムの時代を経験した人々の間で、男女の性差に対しより偏見のない価値観が生まれ、それが広く理解されるようになったことは、現在においても意義が大きい。この時代の活動の結果、多くの大学ではジェンダーに関する授業が設置され、女性史、女性文学など女性の視点を中心に据えた研究も進んだ」¹¹⁾

という。しかし、

「1970年代末に始まった新保守主義の登場に加え、同時代の景気の悪さは第二波フェミニズムに対する向かい風となった。家族の価値を第一義とする保守主義は、伝統的な性役割をアメリカの文化を守るものだと強調し、離婚やシングルマザーが増えたことをフェミニズムの責任であると糾弾した」

という状況が発生した。その後の今日への

「第三波フェミニズムの定義は、それが第二波への保守的な巻き返しへのリアクションとして誕生したものだということ、そしてその主たる担い手が第二波フェミニズムの勝ち取った成果を享受しながら育った世代であるということだ」¹²⁾

ということが指摘されつつ、砂田氏は、

「女性の社会参画の問題を、『女性の問題』にしないという社会全体の意識変革も重要であろう」¹³⁾と論じ、以下のように主張している。

「日本の30代、40代の子育て世代の男性が過剰な長時間労働をしているというデータを見れば、彼らが『家事・育児に費やす時間は世界的に見て最低』である理由は理解できる。夫からの家事・育児への参加を実質的に期待することが難しい状況下で、妻である女性にのみ仕事と家庭のバランスを取ることを求めることには無理があると言わざるを得ない。アメリカにおいても日本においても、専門職に就く女性は、同じように教育レベルが高く、長時間労働を期待される責任ある立場の男性を配偶者としていることが多い。専門職に就く女性の仕事と家庭の良いバランスは、配偶者との協力関係の上に成り立つものである。その意味で女性の社会参画は、男性配偶者の意識及び、日本社会全体の仕事と家庭のバランスに関する意識の変革も迫るものである」¹⁴⁾。

これまでに見たように、今日の「社会」では、今日でも「貧富の差などの物質的な条件」や「現実的な日常」における男女の格差が大きいとされる。

フェミニズム理論でも、支配的立場の男性と被支配的立場の女性ということが言われて来た¹⁵⁾。筆者が経験した先の二者の発言は、それを象徴するものとも言える。

「貧富の差などの物質的な条件」や「現実的な日常」等の視点から見た場合、ジェンダー平等とは何を指すのか。

「存在すべきジェンダー平等のためにジェンダーの平等たり得る実践が存在する必要がある。ジェンダー平等は、Intetragency Gender Working Group (IGWG) によって、異なるジェンダーの人々に対する“平等な過程”として定義されている。平等なくして、人々は平等な存在として、社会にて彼等（彼女等）に活動することを許す資源や機会へのアクセスを有さない。IGWGは又、“平等性を確かなものたらしめるため、あるレベルの舞台にて活動する女性、又は、男性を妨げる歴史的、又は社会的不利益を埋め合わせるための手段が採られなければならない”と主張している」¹⁶⁾とされる。そのために、教育をも含め、「平等な資源のアクセスや利用」、「平等な参加」、「暴力からの安全と自由」ということが言われる¹⁷⁾。

第3節 日本での課題

今日の日本では、教育現場を含め、どのような議論がなされているかを確認しておきたい。

ある小学校でのジェンダー教育に対するテレビ取材の内容がインターネット上で紹介されていた。それによると、今日に至っても、筆者が1980年代、90年代に経験した男女格差は解消していないようである。

「『女の子だから地元の学校に行けばいい』、『女の子だから理系より文系にいったほうがいい』。2020年、ガールスカウト日本連盟が行ったアンケートで、およそ半数の女子が、大人などからかけられる、性別を理由にしたこのような言葉で進路や行動を制限されたと答えた」¹⁸⁾という調査結果が示されている。

「貨幣経済」が流通する「社会」に「進出」する前段階で「女は家にいるもの」とある種、通底する価値観を植え付けられている傾向があることが分かる。同テレビ局が取材した小学校では、「ジェンダー」をテーマとして、授業が行われた。

「あるグループは、日本における男性と女性の賃金の差について注目し」経済問題に注目した。又、他のグループは、町長職になぜ、女性が少ないかを議論した¹⁹⁾。

なぜ、町長職に女性が少ないか？という問題について

「(女性は) 説得力が少ない、信用できない……そんな風に勝手に決めつけられているのかな」

「昔はずっと男の人が仕事していたからというものもあるのかもしれない」²⁰⁾

といった声が児童から上がった。彼等、彼女等も、「女は家にいるもの」の価値観に疑問を抱いているのであろう。かつての「家内」といった言葉は、それを象徴していよう。内閣府の調査では、74%もの人々が

「男性のほうが優遇されている」

と回答した。

「働き方や暮らしの根底に長年に渡り染みついていた『性別による役割分担』の意識」が原因として指摘される²¹⁾。

なお、上記のような議論は「社会的役割論」とも言い得るかもしれない。

「社会的役割論は、固定的かつ可変的な統計的なものとして、ジェンダーを説明する。同一人物が、弱々しくもあり、また、たくましくもなるのである。社会的役割論は弱々しさとたくましさを表明する複数の道があることを否定している。社会的役割論のある論評は、実際、ジェンダーの表明は極めて変化させられ、常に、また、文化の間で変化し、又、態度、役割、又は期待の継続に沿って、表明せられ得るものである」²²⁾

とされる。

男女の能力差については、文系、理系については、こだわるべきではないのは無論である。最近では、「ドボジョ」(土木女子)という言葉も生まれ、かつては「男社会」とされて来た建設、土木にも女性の進出が盛んになって来ている²³⁾。

技術力の進歩等によって職業での男女差、「性別による役割分担」は正当性を喪失したと言える。さらに、

「国際学力調査を見ると、日本女性の得点は、男性と大きな差はなく、むしろ世界で優秀」²⁴⁾であることが指摘される。このことについては、

「教科も、性別によって得意・不得意がなんとなくあるものだというイメージは、未だに日本社会について回っていると思う」²⁵⁾

ということが言われる。

さらに、先に児童等が指摘して来た

「男の人がずっと仕事をして来たからかもしれない」

という点では、学校には校長等、管理職での女性に比率は極めて少ないことが指摘されている。これについては、女性も管理職になる気がなかったことが指摘されている。

「国立女性教育会館の調べでは、女性教員の93%が管理職になりたくないと答えています。そして、男性に比べ女性に多いのは、『育児や介護などと両立が難しい』という理由です」²⁶⁾と指摘される。現実には、「不利益をうめあわせるための手段」が十分でなく、日本も米国と類似した状況にあることがうかがえる。

家事の比重が大きいと言う意味で、女性の負担が重いと言う形での「性別による役割分担」論があることが分かる。

換言すれば、これまでに見た「教育分野」、「経済分野」、「政治分野」での課題が存在していることが分かる。

第4節 関連する社会学理論等の検討

前節で見たような「男女の性別役割論」は近代の産物ともされる²⁷⁾。

これについて、ドイツ人社会学者・ゲオルグ＝ジンメル (1858-1918) の議論が参考になろう。ジンメルは

「法の原理を『各人は誰しも、他者の自由と両立しうる程度の自由を持つべきである』という命法に求めたカントにならって、『各人は誰しも、自らが感じる最大の社交的価値と一致するような、最大の社交的価値を他者に与えるべきである』という命法に、社交の原理を見出したのである。多様な階級や集団に属する人々の交流が原理的に妨げられない近代社会においては、社交の世界での平等な交流は、矛盾に満ちたものや気まずいものになりやすい。しかし、民主的な社交の世界において、自らの喜びを、他者と対立する感情という代償を払って見出すことは許されない」²⁸⁾と考察したのであった。

「民主的な社交の世界において、自らの喜びを、他者と対立する感情という代償を払って見出すことは許されない」

という概念は男女平等のテーマにも言えることである。さらに、ジンメルは、

「相互作用が徐々に社会の重要な部分になって行くにつれて、個人の衰退という重要性を見出していた。貨幣がそれ自身において、目的となる社会は、増大的に冷笑的になり、又、飽きた態度を有するように個人を導き得る」²⁹⁾

ということを指摘した。

「相互作用」とは、経済は、貨幣による交換作業によって成立することを指す。

今日、貨幣経済のない社会は存在せず、経済という概念の存在しない社会は存在しない。

以上の議論は、今日の「社会」では、性別、年齢、その他の特徴に関らず、「貨幣」、つまり、「経済力」を有する者が優位に立つことを示している。

換言すれば、経済力（貨幣）も有さない者は、何等の「理念」等を語っても、「増大的に冷笑」され、「又、飽きた態度を有」せられるということであろう。「経済という概念の存在しない社会は存在しない」以上、「経済力」のない議論は「社会」において有効性を有さないからである。

故に、一方（男）＝貨幣のための賃労働、他方（女）＝無償労働とした場合、一方の他方に対する（男性による対女性）支配を生むことが指摘されよう。すなわち、「自らの喜びを、他者と対立する感情という代償を払って見出す」といった「社会」が出現する。

なぜ、このようなことになるのか。

人間は皆、ある意味では「自己中心」だからである。すなわち、「自己中心」の延長で、他人を評価するからである。男女の関係で言えば、男女それぞれ二者の「自己中心」的価値観が合致すれば、夫婦関係が成立する。それは「男女平等」を明記する日本国憲法にも謳われた理念であろう³⁰⁾。

同時に、結婚については、ジンメルの理論等では、次のような指摘もなされている。

「近代的婚姻の社会的理念は、全生活的な内容の共同体である。彼（彼女）等が直ちに彼（彼女）等の効果を通して、価値、又は個性の尊厳を決める限りにおいてである。それ以上に、この理念的要求の思い込みは決して、非効力的ではない。それはしばしば、十分に増大する包括的接触へ、当初の極めて不完全な相互作用を発展させるための場所と刺激を提供して来た。しかし、この過程の非決定性は、幸福の機関であり、又、関係の本質的生命力である一方、その逆は通常、激しい失望

をもたらす」³¹⁾。

なぜか。結婚は、夫-妻（男-女）の二個群である。

「ジンメルは、如何に二者関係が三者関係より強い密接性を享受するかを探求している。“二者関係はその2つの要素のそれぞれに依存している。その生活に対し、それは、唯一の物たる死に対するを除いては、それは双方を要しているのである”」³²⁾

と論じている。しかし、「双方を要している」結婚生活においても、

「似た形の自由な関係におけるのと同様、誘惑が、制約なく、発端において、自身を相手に晒すというのは極めて自然なことである。つまり、身体のそれらと同等に、魂の最後の差し控えを放棄することであり、又、かようにして、他者において、完全に自由を喪失するということである。これはしかし、通常、関係の将来に脅威をなす」³³⁾

と言い得る。

「脅威」は、具体的には、やはり、「自らの喜びを、他者と対立する感情という代償を払って見出す」性格としてのDV、経済的モラハラ³⁴⁾等の一方的な「自己中心」の押しつけの受容の発生と換言できよう。故に、

「秘密性は存在せねばならない。全てを晒すことにおいて、結婚は鈍感と飽きになるものであり、また、全ての興奮を失うものなのである」³⁵⁾。

つまり、結婚は別人格同士の両者の契約である。無論、別人格同士が私生活を共にするのであるから、両者の完全統合は不可能である。よって、個々の当事者の「秘密性」、つまり、自身のみの時間、空間も求められるということであろう。

以上から、婚姻は別人格者同士の契約である。契約の平等性を考える時、なぜ、日本では婚姻すると、夫婦どちらかが一方の姓を名乗ることが強制的に定義されている民法第750条が必要なのか、という疑問が存在する。同じ契約でも、労使契約によって、関係者の姓が変わることは基本的にないであろう。

以上から、昨今、取りざたされている

「選択式夫婦別姓論」

が問題となって来よう。今日、婚姻による改姓は90%以上が女性であり³⁶⁾、このことは、

「ジェンダーギャップを植え付ける家庭の隠れた『カリキュラム』」

と言えるかもしれない。

最近、民法による夫婦への強制的同姓を最高裁は合憲と判断したものの、批判も又、多々、存在している³⁷⁾。

よって、本論文では「選択式夫婦別姓論」を論じることによって、今後の男女平等、ジェンダー論等を論じてみたい。但し、次章ではまず、これまでの日本のジェンダー研究を簡単に概観し、これまでの研究の状況を確認したい。

第1章 先行研究の検討(1) ー日本におけるジェンダー研究史

第1節 ジェンダー研究の意義

所謂「ジェンダー・ギャップ」については、前章で述べたように、例えば、日本の政治においても、男女間で格差があるのが現状である。

「これまで、日本政治における男性優位の現状に対する変革を訴えてきたのは、主に女性であった。今日でも、男性がこの問題について議論しているのを見かけることは少ない。このことは、男性が政治権力の大部分を占有するこの国において、体制の内側から異議申し立てを行う声が上がっていないということの意味する。

男性が沈黙するのは当然だという考え方もあるだろう。男性は、既存の政治のあり方によって利益を得ているのだから、それを変える理由がない。女性の側からしても、権力を握っている男性たちがジェンダーに関する事柄を論じるのは、かえって変革の主体としての女性の主導権を奪い、男性支配を持続させる結果をもたらす行為として理解されるかもしれない³⁸⁾という議論がある。

こうした議論は以下のように続く。

「日本の男性の中には、ジェンダーについて語りたくても、語るだけの知識を持たない人が少なくない。その問題について日常的に議論する習慣を持つ男性は、ジェンダー論の専門家など、ごく少数の人に限られる。残りの男性たちは、ジェンダーという言葉に対して、どこか苦手意識を持っているようにも思われる。つまり、これは男性の能力の問題として考えることもできるのである」³⁹⁾。

こうしたことに関する理由として、以下のような指摘がある。

「日本の男性の多くがジェンダーについて論じることを苦手としているとすれば、その理由は何か。日常的に様々な特権を享受する男性たちが、自分の社会の抱える問題に気づかないのは不思議ではない。だが、そこにはもう一つ、重要な理由があるように思われる。それは、ジェンダーの視点に触れる機会がないということである」⁴⁰⁾。

大学等の教育機関においても日本の場合、

「意識的にジェンダーに関する授業を受講したり、学術書や論文を探索したりしない限り、政治とジェンダーの関わりについて学ぶ機会はない。このような条件下では、男性たちに自国の男性支配の現状を自覚するのを期待するのは困難であるように思われる」⁴¹⁾

という問題提起がなされる。

「ジェンダーの隔離が生じる」⁴²⁾

原因として、

「一つの可能性は、男性による女性蔑視である。政治学者の大部分は男性であり、ジェンダーに関する研究を行っていない。そのような男性たちは、女性研究者の能力を見下し、女性研究者の多いジェンダーと政治の分野の研究成果を低く評価する傾向があるのではないか。だからこそ、ジェンダーの視点を持つ政治学の研究成果は、主流派の政治学の体系から排除されているのではないか。政治学における一般的な男性研究者と女性研究者の行動様式を念頭に置くと、このような推測には一定の蓋然性がある」⁴³⁾

という指摘の他、上記以外の問題として、

「ジェンダーに触れると、痛い目に遭うのではないかと懸念する男性は、ジェンダーについて語ることを躊躇する」⁴⁴⁾

という指摘もある。その問題への指摘の1つとして、

「特に男性の間では、ジェンダーは男性を批判するための概念だというイメージがある。もちろん、男性の支配をもたらす社会構造を批判する議論には、男性も無理なく賛同することができるに違いない。しかし、批判の対象が社会構造なのか、男性なのか判然としない場合、そうした議論に接する男性は心中穏やかではいられまい。何か間違っただけを言えば、単にその間違いを指摘されるだけでなく、自らの人格まで批判されるのではないかという恐れが付きまとう」⁴⁵⁾ということが指摘される。

本論文は、昨今の「選択式夫婦別姓論」を論じることによって、「社会」における各成員の生活の視点から、「男性による女性蔑視」を含めつつ、前章で述べた「自己中心」を1つの概念として、「男性の支配をもたらす社会構造を批判する議論」を展開することを試みるものである。では、これまでの「ジェンダー研究」はどのような歴史を有しているのか。

第2節 日本におけるジェンダー研究の確認（1）

「日本の女性史研究の歴史は長い」⁴⁶⁾とされる。戦後、

「一九七〇年代までの日本女性史には、大きく二つの研究潮流があったと考えられる。一つは、マルクス主義歴史学にもとづく解放史的女性史であり、他の一つは、日常の暮らしを重視する生活史的女性史で」

あった。以上のような潮流を経て、「女性史」、「家族史」は1980年代に飛躍した、とされる⁴⁷⁾。

「従来の定説では、……7世紀末の古代国家成立にともない家父長制家族が成立していたとされていた。これに対し、……日本古代非家父長制家族論を精力的に展開して」⁴⁸⁾行ったのであった。

「日本古代には、所有権にもとづく厳密な意味での家父長制家族は未成立で、8～9世紀以降の私有の展開のなかで国家の父系継承と密接に結びつきつつ、2～12世紀以降に貴族層から日本的な家父長制家族形態としての永続的イエが成立し始めるとみる」⁴⁹⁾

ようになった、と指摘される。この時期に提示されたのが、

「従来の庶民相続にかんする理解に疑義」⁵⁰⁾であった。

「すなわち、男子相続が厳格に守られた武家と違い、庶民においては女子相続も行なわれたものの、それはあくまでも例外的措置であり中継的役割にすぎなかったという従来の見方に対し、幕末期になると、たとえ家族に男性がいても女性が長期間相続人となる事例」⁵¹⁾が多く提示されたのである。又、

「東北地方において、『家付き娘』が婿養子を迎えても、数年の間は当主の座にすわり、その後家督を譲るかたちの『姉家督』相続を見出」⁵²⁾

された。この他にも、

「婚姻についても、新たに宗門人別帳・縁組証文などの在地史料を加えた実証分析が始まった。

婚姻形態・結婚年齢・習俗の変化などを、農村女性の階層性を考慮しつつ総合的に検討した」⁵³⁾
研究が現れた他、

「武家女性の婚姻・離縁・再縁についても、『寛政重修諸家譜』を素材」とした資料研究等が、「武家女性の離婚率・再婚率の高さを実証した。庶民女性の離婚について」も、「膨大な離縁状を検討することによって、通説とされていた『夫専権離婚』』といった旧来の学説が批判され、

「夫婦（両家）間の協議による『熟談離婚』』説が唱えられた。「これら女性史、家族史双方からの『切蹉琢磨』により、従来考えられていた婚姻や離婚をめぐる江戸時代の女性像がかなり修正」⁵⁴⁾
されるに至った。こういった研究は、

「近世の社会・経済構造を視野に収めつつ論述された先駆的工作であったと同時に、家族史研究の守備範囲を広め豊かにする」⁵⁵⁾
意味があったとされた。

1980年代には、「欧米のフェミニズムの学問的潮流と共鳴」しつつ、「日本における女性学という学問の登場」を見たのであった⁵⁶⁾。この学問は、

「第一に、家父長制は本来の近代社会には存在せず、もし存在するとすればそれは前近代的なものの残存にすぎないという従来の考え方を否定し、家父長制は、近代資本主義社会に適合し共存すると主張したことである。第二には、近代・前近代を通じて、家父長制にはそれぞれの発展段階に応じた物質的基盤が存在するとし、それゆえ家父長制研究の重要な課題の一つとして物質的基盤の解明を提起したことである。第三に、これまでの『女性不在』とでもいべき家父長制研究を批判し、女性そしてジェンダーの視点からの家父長制研究を開始したことである。フェミニズムにおいては、家父長制を、『物質的基盤をもちかつ男性間の階層制度的関係と男性に女性支配を可能にするような男性間の結末が存在する一連の社会関係』あるいは『権威を世代間に分配している男性成員総体による女性成員総体の支配』等、その定義の仕方は一様ではないものの、性による支配、すなわち男性の支配に対する女性の従属を家父長制の本質とみる」⁵⁷⁾
ようになったのであった。

本論文でも序章で引用した発言からも分かるように、「家父長制」（本論文にても、後に議論）が単に「前近代的なもの」とは考えられない。又、

「かつて日本の近世家族を対象として展開された法史学界の家父長制論争は、主として家長権と親（父）権、家長権と夫権、などの優劣如何というかたちで行なわれた。それは、女性を不可視にしたままの『男達の間での権力の配分についての』論争であったとみなせよう。また、近世史プロパーでは、「家主」が、男性家族のライフ・コースでの終生のポジションではなく、『悴』と『隠居』の間での『役目』であることを強調し、それを非権力的イメージの役割分担論で解釈しようとする研究者もいた。その場合、一般的に『家主』『悴』『隠居』から女性家族が排除されていることにはあえて言及しないのである。これでは、家におけるジェンダー・ヒエラルヒーは露顕せず、ジェンダーの非対称性は背後に押しやられて」⁵⁸⁾

いた傾向も指摘される。

では、「近世」に続く「近代」はどのように議論されて来たのか。

第3節 日本におけるジェンダー研究の確認（2）

前章でも述べたように、「男女の性別役割論」は「近代」の産物であった。日本でこの価値観が完成したのは明治末とされ、

「戦後の高度経済成長期に専業主婦とサラリーマンの夫という分業が明確になった。終身雇用慣行が崩壊しつつあり、給料も下がり、専業主婦の妻や子供を夫一人で養えなくなってきた。そのために仕事を持つ妻や独身女性の社会進出や少子高齢化によって性別役割分業は変化を迫られているが、今だにその従来の価値観から抜け出せないでいる人達もいる」⁵⁹⁾と指摘される。

こうした「男女の性別役割論」が強まったのは、所謂「戦後の高度経済成長（1955年から73年頃）」⁶⁰⁾であった。この当時、

「第二次産業・第三次産業従事者比率が増大し、雇用労働比率が増大した。日本型雇用慣行が広がったのはこの高度経済成長という環境においてであった。女性が結婚前には正社員として働き、結婚・出産で退職し、子供がある程度成長するとパート労働者になるという女性特有の働き方が生まれたのは、高度経済成長期以降である。それ以前には女性も夫と共に田畑で重労働の第一次産業従事者として働いていたが、サラリーマンと結婚し、専業主婦として家事・育児だけに従事することを理想とするジェンダー（性別）観ができ、これに抵抗がなく、またあこがれた。専業主婦であることは中産階級を意味していたのである」⁶¹⁾。

しかし、

「高度経済成長期に成立した日本型雇用慣行のために高学歴の男性正社員が家族のために、年功序列賃金給で給与上昇を期待して働き、会社も生産を伸ばし、終身雇用で安定した賃金を得て、一方、女性社員は若年のうちに結婚ないし、出産で退職することが通例で、（年功賃金のもとで賃金が低いうちに補助的な仕事を担当し、中年以上になると女性はほとんどが低賃金で不安定なパートタイム労働となる）、家では専業主婦が家事と育児を一手に引き受け、失業や収入が減ることを心配しないで働けた。妻は家庭中心、男性が稼ぎ手という性別役割分業が前提であった。しかし、このような慣行が広がったのは、若年層が多くいた高度成長期の人口構成による。年功制なら総労働費用は安く上がる。こうした恵まれた経済成長の時代は今や過去のものになった」⁶²⁾

以上のような先行研究等を踏まえると、「男女の性別役割論」には、「夫婦（家族）」を単位とした「性別役割分業」による「共依存関係」があることがうかがえる。

以上を、特に「近代」を中心に議論すると、如何なるものになるだろうか。

第2章 先行研究の検討（2） — 「選択式夫婦別姓論」の議論

第1節 「選択式夫婦別姓論」への視点

「選択式夫婦別姓論」には、賛否両論がある。その賛否の論点は何であるか。

ジャーナリスト・一色清氏は、論点を以下のように整理している。

「まず賛成の理由としては、姓を変えたくない人に無理強いをしないですむことに尽きます。今、姓を変えているのはほとんど女性なので、主に女性にやさしい制度ということになります。姓を変えたくないというのは、結婚までのキャリアや人格の一貫性がそこなわれる、つまり、自分が自分

でなくなるという感覚があったり、実際に仕事や生活をするうえで旧姓が使えない不便があったりするためです」⁶³⁾

と論じる。換言すれば、「家」が家の成員の「人格」に対してまでも、ある種に否定をなしているということであろう。この点では、「人格」を否定してまで、なぜ、「家」を重視せねばならないのか、という疑問が出てくる。又、

「男女平等に重きを置く人は、女性が変わるのが当たり前という社会の意識がおかしいので、それを変えるために制度の改正が必要と考えるようです。また、選択的ということで、同姓がいいと思う人の自由を保障しているというわけです」⁶⁴⁾

確かに、先にも指摘したように、婚姻時に改正するのは90%以上が女性である。「人格」の否定といった、という問題となった場合、多くは女性の「『人格』の否定」ということになっている現実があると思われる。

他方で、

「反対の理由としては、夫婦別姓になると家族の一体感がなくなるというのが一番である。子どもがどちらかの親とちがう姓になるわけで、家族がバラバラになりはしないかという心配が挙げられます。加えて、外部からも家族かどうかの判別が難しくなり、トラブルや不都合が生まれる心配もあるようです。また、仕事や生活上の不便については、今もなお行われている通称（旧姓）使用の範囲を拡大すれば、問題はほぼなくなるとしています」⁶⁵⁾

夫婦同姓が強制されている今日でも、日本の離婚率婚姻率の3分の1に達するという（2020年）⁶⁶⁾。その理由として、本論文冒頭でも挙げたDV等、具体的な事例が挙げられるであろう。又、

「外部からも家族かどうかの判別が難しくなり、トラブルや不都合が生まれる心配」とはどのようなものか。既に、子供達からはトラブルはない、という当事者の声があるにも関わらずである⁶⁷⁾。

一色清氏は

「おおざっぱに分ければ、賛成意見は個人重視、反対意見は家族重視ということになります。戦後の日本は、個人の自由を重視しようとする進歩派と言われる人たちと、社会の安定や秩序を重んじる保守的と言われるバランスのなかで成り立ってきました。この夫婦の姓の問題もまさにその構図の中にいます。こうした構図や世界の流れも頭に入れたうえで、どちらの理由が自分の中で腑に落ちるか考えてください」⁶⁸⁾

「どちらの理由が自分の中で腑に落ちるか」を考察するにあたって、上記の記事からは「個人」－「社会」がある種の対立概念としてとらえられていることが分かる。

今回の夫婦別姓をめぐる司法の判断以前にも、夫婦別姓を巡る司法判断が存在していた。

夫婦同姓を定めた規定は、1898年（明治31年）の明治民法による「家制度」によるものであった。しかし、

「夫の家の氏による夫婦同氏であり、夫婦同氏の根拠は何ら示されていない、家の論理が全てであり、根拠を示す必要もなかったのである」⁶⁹⁾

ことが指摘される。

明治民法の立役者も、夫婦同姓の規定については、

「生家ノ氏ヲ称スルノ慣習アリ」⁷⁰⁾

とはいえ、

「此慣習ハ既ニ事実上廢滅ヲ帰セルヲ以テ、本法ハ氏ヲ以テ専ラ家ニ属スル名称トナシ、同一ノ家ニ在ルモノハ皆同一ノ氏、称スルヲ要セシメタリ」⁷¹⁾

ということが言われていた。当初は夫婦別姓だったのに、何故に同姓になったのか、という根拠はやはり、明確ではない。

家制度は先にも触れた男女平等を謳った今日の日本国憲法に合わせて解体（1947年）され、民法も改正されたにもかかわらず、夫婦同姓を定めた民法750条の必要根拠は明示されていない。

例えば、2011年3月28日の東京高裁判決は、

「婚姻に際して、いずれか一方が氏の変更を余儀なくされることに大きな苦痛を感じている国民が一定程度存在し、選択式夫婦別姓の導入を求める国民意識が相当程度高まっている」

としつつも、

「婚姻に際して氏を変更して同氏になることに積極的な意義を見出す国民が相当程度存在することは軽視できない要素というべきである。そうした国民意識の根底には、現在の夫婦同氏制度が家庭の一体感の情勢に寄与しており、これを維持すべきである意識があるように推察される」⁷²⁾

上記の判決においても、法的根拠は明示されていない。「選択式夫婦別姓」にすれば、個々の意志に合わせた合理的判断ができるので、上記の判決文はそれこそ、「腑に落ちない」感が有る。

社会が変化しても、夫婦同姓について、法的根拠がない故に、

「裁判所も憲法論として判断することが困難になったと考えられる」⁷³⁾

と指摘される。

「個人」－「社会」の対立が言われる中で、「選択式夫婦別姓論」は、どのように論じられているのか。

第2節 「選択式夫婦別姓」反対論

麗澤大学教授・八木秀次氏（肩書は引用文献から引用。以下、同じ）は

「夫婦の姓をめぐる話は小さな問題ではない。家族観や社会秩序の問題だからだ」⁷⁴⁾

とした上で、

「夫婦の姓は、戸籍制度と一体のものだ。結婚すると親の戸籍を除籍され、夫婦で新しい戸籍を編成する。子が生まれれば、その戸籍に記載される。この戸籍に記載された人たちが共通の姓を称する。『一戸籍一氏（姓）制』だ」⁷⁵⁾。

八木氏の指摘する通り、これが今日の日本における1947年からの「戸籍法」の規定である。

その上で、八木氏は

「別姓にすると、1つの戸籍に2つの姓が存在し、家族共通の姓はなくなる。ファミリーネームは存在しなくなり、氏名は純粋な個人名となる。氏名の法的性格が変わるのだ。制度上は国民全体からファミリーネームが奪われるのだ」⁷⁶⁾

と論じている。

以上から、ファミリーネームという概念が出て来た。「一戸籍一氏（姓）制」と並んで、八木氏が強調したい点なのであろう。「一戸籍一氏（姓）制」は「ファミリーネーム」を法的に定義している規定でもある。

こうした「氏名の法的性格が変わる」と、どのような問題が起こるのだろうか。八木氏は続ける。「超少子化のなか、夫婦での姓の取り合いや押し付け合いが起こる。そこに双方の祖父母や親戚の利害が絡む。子の姓が決まらない場合、かつての法務省案は家庭裁判所が決めるとした。決定の基準はなく、ジャンケンかクジ引きとなる。家裁の判断に不服の場合は本裁判となる。子の姓は安定せず、家族がいがみ合う。選択式夫婦別姓制が採用された場合、現在結婚している夫婦も対象になる。妻や夫が実家の姓を名乗りたいと言い出す。経過措置は1年から3年とされる。その間に子の姓の選び直しも行われる。世代をさかのぼった姓の選び直しも行われる。夫婦の両親が姓の選び直しを行う場合、例えば、妻の母が旧姓を称することを希望した際には、連動して妻も母の旧姓を選択できる。子は4つの姓から1つを選ぶことになる。個人のアイデンティティーもあったものではない。大混乱が予測される」⁷⁷⁾。

先に述べたように、「夫婦別姓」である夫婦の下に育った人々が、特に違和感を有していないことを踏まえれば、八木氏の議論は、その入り口から根拠が存在せず説明責任が果たされていない議論であるとも解釈し得る。

ちなみに、

「家族とは、婚姻によって結びつけられている夫婦、およびその夫婦と血縁関係のある人々で、ひとつのまとまりを形成した集団のことである」⁷⁸⁾

と定義される。では、「集団」とは何か？

「厳密には共通の目的を持ち、目的と目標を共有し、目的と目標達成の為に互助しようと努力し、役割の分担が集団の中に定め、振る舞い方の一定の基準が存在し、集団自己同一視する」⁷⁹⁾と定義されている。

つまり、「家族」とは、私生活のために

「共通の目的を持ち、目的と目標を共有し、目的と目標達成の為に互助しようと努力し、役割の分担が集団の中に定め、振る舞い方の一定の基準が存在」する「集団」であり、「自己同一視」することで安心感を得られる概念なのであろう。

「夫婦別姓」家族の現状を踏まえつつ、「自己同一視」によって、「安心感」が得られれば、家族内で、成員である「個人」（「何らかの集団に対して、それを構成する個々の人のこと」を指す概念であり、「社会集団と対比されている概念で」もある⁸⁰⁾）同士が「いがみあう」可能性は低いといえよう。

さらに八木氏は

「結婚による改姓で生じた不都合は『旧姓の通称使用で』解決されればよい」⁸¹⁾と論じ、

「いまだに夫婦別姓を主張する人たちは、社会の混乱を企図しているとしか言いようがない」⁸²⁾と、選択式夫婦別姓制を非難している。

この他にも、八木氏は以下のように議論する。

「夫婦別姓は、ロシア革命直後に実践された家族共同体を個人に解体する共産主義思想と、共同体からの個人の解放を主張していた90年代の極端な個人主義思想を両輪としていた。1人で生まれて1人で死ぬ人間が、人生の一時期の結婚ごときで姓を変更するのは個人のアイデンティティーを喪失させると主張された」⁸³⁾。

如何にも、結婚による姓の変更によって、「個人のアイデンティティーを喪失させる」ことが論

点である。八木氏は

「夫婦別姓を導入すれば、家族共同体は壊れ、社会は破壊されると主張した」⁸⁴⁾

とのことである

八木氏の議論でも、「個人」－「社会」が対立概念として捉えられている。又、「家族共同体」という言葉が出て来た。

自民党国会議員・山谷えり子氏は

「いきなり別姓は乱暴」

であるとして、

「選択式夫婦別姓は『強制的ファミリーネーム廃止制度』だ。『選択的』だからいいじゃないかという意見があるが、戸籍と一体となった夫婦別姓制度の歴史や子どもへの影響を考えた議論は全然深まっていない。別性を認めないのは日本だけというが、他国は戸籍がない。日本ではファミリーネームや戸籍制度の下に社会福祉やさまざまな制度が機能し、社会の安定性を維持してきた」⁸⁵⁾と主張する。

「ファミリーネームや戸籍制度の下に社会福祉やさまざまな制度が機能し、社会の安定性を維持し」得るとすれば、「ファミリーネームや戸籍制度」ひいては「家族共同体」には肯定すべき一面があると言えよう。

以上から、選択式夫婦別姓論には、

①「戸籍制度」と連動した「ファミリーネーム」

②「家族共同体」

の2つの論点があることが分かる。

では、「選択式夫婦別姓」賛成論の立場からはどのような議論がなされているのか。

第3節 「選択式夫婦別姓」賛成論

山谷氏と同じく、自民党員・鈴木馨祐氏は、

「選択式夫婦別姓論は進めるべきだ」

として、以下のように議論を展開する。

「選択式夫婦別姓は進めるべきだ。国が家族の在り方や価値観に介入したり、姓や家族の形を法律や制度で決めたりすることに違和感がある。個人の気持ちが一番尊重されるべきで、実際に困るから変えてほしいという人がある以上は、しっかり受け止めねばならない。その延長線上で選択式夫婦別姓は当然に議論すべきだ。

海外出張時の本人確認や論文の継続性など、改姓した人には様々な不便がある。旧姓の通称使用拡大ではクリアできないとの意見もある」⁸⁶⁾

このように指摘したうえで、鈴木氏は次のようにも言う。

「社会の中に1つのコミュニティーである家族を大事にするという点では自民党は一致している。そのことと、困り事をなくす仕組みが両立するような選択式別姓制度を作っていく必要がある」⁸⁷⁾

と論じている。同時に鈴木氏は、

「戸籍制度は維持すべきだ」⁸⁸⁾

とも言っている。

このことから、選択式夫婦別姓論においては、先の①、②が問題になっていることが分かる。

更に同じく自民党国会議員・稲田朋美氏は

「選択式別姓に反対だったが、困っている女性の話などを聞いて、解決すべきだと考えるようになった。税金の納付通知書や不動産登記は戸籍名でないといけない。一番大きいのは海外での本人確認。住んでいても不審者と間違われかねず、旧姓の通称使用ではなかなか解決されない」⁸⁹⁾

として、稲田氏は

「夫婦同姓は維持しつつ、婚姻後3か月以内に届け出をして旧姓に戸籍を置き、法的に使うことができる『婚前氏続称制度』を提案している」⁹⁰⁾

さらに、稲田氏は

(別姓論)「反対派は親子の姓が違うのはおかしいと言うが、離婚した母子家庭など、親子の姓や戸籍が違う家族も実際にいる。通称の母と子の一体感は損なわれないが、旧姓に法的根拠を与えたら、一体感を失うというのは観念的で現実に即していない。

婚姻時の改姓の96%が女性と言う現実には平等とは言えない。女性が自立して働く今の社会に合わなくなってきている」⁹¹⁾。

ここでも②の問題のみならず、女性の経済的自立を中心とした

③ 女性差別の問題

が提起されていることが分かる。

さらに、「婚姻時の改姓の96%が女性と言う現実」はなぜなのか？

「選択式夫婦別姓・陳情アクション」の事務局長で、数度の結婚を経験している井田奈穂氏は、最初の結婚の時、自身の姓を変えたくなかったことから、どちらの姓にするかと夫に聞いたところ、

「自分が改姓する可能性など考えたこともなかったようで」

「『男が変えるとか、あるの?』、『男が女の姓になるなんて恥ずかしい』と一蹴した」⁹²⁾。

双方の実家でも、

「女性が変わるのが当然。あなたのほうが一回りも年下なんだし」

「本家の嫁になるにだから」

「結婚は家と家のつながり」

等と言われたのだという。その後、最初の結婚から今日まで25年程、「井田」を名乗っているものの、

「選択肢があつたら、生まれ持った氏名を変えずに済んだ」

という思いを有している⁹³⁾。

又、改姓によって、「既に廃止されている『家制度』の思想に基づき」

夫(当時)の父から突然に、

「ウチにはウチの家紋が入った喪服をつくる」

と言われ、井田氏本人が

「好きな人と結婚しただけで、井田家の嫁になったつもりはない」

と拒否したにもかかわらず、

「貴女がどうしたいかは関係ない、採寸させるまで帰らせない」

と押し切られ、

「夫の家の所有物として、『焼印』を押された気分」

を味あわされている⁹⁴⁾。

この一文を見た時、筆者は激しい怒りを覚えた。本論文での序章にて紹介した「同和教育」や「クラス討論会」といった筆者の体験はいずれも岡山県倉敷市における中・高生時代のものであった。同地において、昨今、問題になっているいじめ体罰によって、筆者は人権を踏みにじられたという経験をしている。先の井田氏の経験を拝見した際、(元)夫の父による井田氏という「別人格」の無視というある種の人権侵害と重複したからかもしれない。換言すれば、

「家族を構成する一人ひとりの思いを尊重せず、一律に同姓を強いる現在の制度は、だれのためにあるのか。家族の一体感にも、絆にもつながっていないように思えてならない」⁹⁵⁾

という問題であろう。以上から、

④ (廃止されたはずの)「家制度」の問題

があることが分かる。

そして、以上の議論から、様々な形で

「個人」－「社会」の関係が論点にされていることが分かる。

第3章 不可分な概念としての「個人」－「社会」

第1節 「社会」の定義

本論文での論点でもある「社会」とはいかなる概念なのか？

序章で「相互作用」も指摘したジンメルは、「社会」は、「相互作用」であると定義し、

「相互作用には、内容と形式がある。宗教、政治、経済などは『内容』。上位と下位、競争、模倣、分業などは『形式』」であり、「社会化の諸形式——諸個人間の相互作用は、つねに何らかの形式を生みだす過程である」

と整理した⁹⁶⁾。

「内容の事例は個々人の飢え、愛、状況等を含む、つまり、それらはそれ自身においては、“社会的ではない”。しかし、それらが“相互作用を発生させる時、それらが単なる単なる孤立した個々人の集合体を互いの、又は互いへの存在という特別な形式へと移行させる”時、それらは社会の要素となるのである。形式の事例は“支配と服従、競争、労働の分割、機能主義、代表、包括と排他の相互的本質”を含む」⁹⁷⁾

とされる。

つまり、我々の生活を踏まえて換言すれば、「社会」は、我々「個人」同士によって構成される

様々な「ネットワーク」とも言える。又、「内容」はその社会の「方向性」とも言えるだろう。

加えて、「ネットワーク」を構成する「個人」たる

「人間は誕生してから死去するまで社会の構成員の一人とされ、都市または農村において育ち、家庭や学校などでさまざまな教育を受けながら成長する」⁹⁸⁾

ことが指摘されている。これは、序章で述べたクラス討論会等が該当しよう。

「人間は誕生してから死去するまで社会の構成員の一人とされ」ることから、「社会」と「個人」は不可分な概念であり、又、対立する概念でもない。又、「個人」は趣味等の所謂「プライベートな時間、空間」をも含めて、多様性、多方向性を持つ以上、「個人」と対立しがちな（全体で一方向性を目指す傾向があるとすれば）「集団」と同義語なのでもない、ということが言えよう。社会に対し、「全体で一方向性を目指す」ことを目指す「方向性」を有する体制である「全体主義体制」の理論が、「一党独裁」、「単一イデオロギー」、「情報の統制」、「秘密警察による恐怖支配」、「経済の国家統制」等、「多様性、多方向性」を抑圧する概念からなることが「社会」が本来、「多様性、多方向性を持つ」概念であることを逆説的に証明している。

八木氏は前章で見たように、ロシア革命の理念となった「共産主義」に批判的である。しかし、科学的社会主義（共産主義）の理論家・カール＝マルクスによれば、「社会集団と対比されている概念であり、社会集団を構成する個々の人」という概念としての「個人」⁹⁹⁾が自身を主体的に生きられないのは「疎外」であるとして批判する。選択式夫婦別姓は疎外からの解放を求めた主張とも言えよう。

マルクスによれば、「共産主義」には、「原始共産主義」と「能力に応じて働き、働きに応じて受け取る」概念である「社会主義」を経て、生産力の増大により、「能力に応じて働き、必要に応じて受け取る」（つまり、労働以上に成果を享受できる）概念である「共産主義」があるとされる。

例えば、古代中国での、生産力が低かった「原始社会」では、互いに人々は協力し合わねばならず、その時代には、人間間の差別はなかったとされる。そのことは中国の古典である『呂氏春秋』にも指摘されている¹⁰⁰⁾。

「原始共産主義」については、中国以外の各国、地域とも同様であったろう。「社会」が個々の人格を有する「個人」を不可欠の成員としているのは無論であると同時に、「個人」が「社会」から断絶することもできなかったであろう。「断絶」した者には経済力が得られなくなることによって、「死」という破綻が待つ。

このことは、技術力が格段に向上し、生産力が大幅に上昇した今日でも変化はない。

第2節 「個人」－「社会」を不可分な概念とする概念としての「相互作用」と「経済力」

「社会」と不可分な概念である「個人」は、今日、多くは何らかの「組織」に属する労働者であることが多い。

「組織」は「組織に属する成員間で共有される、共通の目標が」存在し、その為には、「複数人で共通の目標を達成するにあたって必要な組織全体の仕事」や「組織全体の仕事を分割し、個々人に割り当てる」といった「タスクの分業」と「分割され個々人に割り当てられた仕事を統合し、組織全体の仕事として完成させる」といった「調整」のための「メカニズムが必要である」¹⁰¹⁾

であり、それ故に、

「集団や群衆とは区別される」¹⁰²⁾

概念であると指摘される。又、以上のような理由あるいは性格故にジンメルが指摘した「形式」であると言える。

故に、「組織」は「『個人』は多様性、多方向性を持つ以上、『個人』と対立しがちな（全体で一方向性を目指す傾向）概念であり、それ故、『社会』と同義語なのでもない」と評価することが出来よう。

「会社」と一般に称せられる「組織」に属する「個人」は、現行の「組織」を離脱して、他の「組織」に移行することは可能である。又、労働の方法を「組織」に属さないフリーランスに移行することも自由である。但し、「労働の方法」の如何に関わらず、「能力に応じて働き、働きに応じて受け取る」か、場合によっては、社会福祉等によって、「能力に応じて働き、必要に応じて受け取る」ことによって、ジンメルが「社会」として分析した「相互作用」の概念から逃れられる者は一部のまれな例外を除いては存在しない。「相互作用」の概念から外れることによる「経済力」に関する「社会」からの断絶を防げない場合には、前節でも述べたように、「内容」の事例に「飢え」があることを踏まえれば、最終的には「死」が待つ。

昨今、「社会からの孤立」として、「ひきこもり」が社会問題になっている。しかし、「8050問題」と言う言葉にも象徴されるように、高齢の親が子どもに食糧、金銭等の「経済力」を与えているという点¹⁰³⁾では、ひきこもりの当事者も又、「社会」から「断絶」しているのではないと言えよう。断絶した者には死が待つ。札幌でのひきこもり母子衰弱死事件はそうした事例であると言えよう¹⁰⁴⁾。

以上から、改めて、

「『社会』と『個人』は不可分な概念であり、又、対立する概念でもない」

ことが明らかになる。

「社会」－「個人」を対立的に捉えていると、堂々巡りの議論となり、

「我々の社会で社会と個人が対立したら、社会よりも個人を重視する社会が要求されるべきである」等の半ば矛盾した議論になるであろう。

したがって、対立している概念があるとなれば、「個人」－「集団」、「組織」であろう。

ちなみに、生産「組織」である企業（生産手段）については、「生産手段の社会化」という概念がある。

これは、その組織の成員である労働者としての各「個人」の経営参加によって、「組織」としての性格上、「全体として、一方向を向きがちな企業に多様な意見」を反映させることによって、企業について、「個人」と「不可分な概念であり、又、対立する概念でもない。又、『個人』の趣味等の所謂『プライベートな時間、空間』をも含めて、多様性、多方向性を持つ以上、『個人』と対立しがちな（全体で一方向性を目指す傾向）『組織』と同義語なのでもない、という」概念としての「社会」という「内容」たらしめようという概念であると評価でき、又、「労働者の経営参加」はそのための「形式」と言えよう。

上記の意味での「社会化」ができない、つまり「組織」の概念のみを主張している企業は昨今、「ブラック企業」と言われ、成員である労働者たる各「個人」に嫌われるため、高離職率による成員不足に陥っている状況は多様性を持つ性格たる「社会」の概念を踏まえていない事例として象徴的であろう¹⁰⁵⁾。

今日、「社会」には、その「方向性」あるいは、性格を強制的に定義し得る「中央政府（国家）」

や「地方政府」と言った「政治権力」が対応している。本論文で論じている強制的な夫婦同姓もそうした「社会」の「内容」の1つである。

なお、「社会」と「集団」、「組織」の違いは、前者が「個人」が離脱できない不可分な「内容」という概念であるのに対し、後者は、転職、離婚等で離脱し得る「形式」という概念であることに大きな違いがあろう。又、後者は、その全体の論理によって、「個人」を追放することもある。企業「組織」なら、解雇、家族「集団」なら、ある種の離縁等である。「個人」と同じく、「社会」の一員でもある「集団」、「組織」を政治権力はどのように定義してきたのであろうか。

女性差別を含め、「社会」はその時代の変遷とともに、その再定義を求められてきたとも言え、それが歴史であろう。

第3節 夫婦同姓、別姓をめぐる法的議論

先に述べた「家制度」廃止、民法改正については、その維持を主張する守旧派もあり、守旧派の説得のため、共同生活としての家族制度までも廃止するのではないことが言われていた。つまり、「説得、妥協の意味合いを持っていた」のである¹⁰⁶⁾。改姓民法においても夫婦同姓の根拠は「共同生活をする者は同じ氏を称しているという、当時の習俗のみ」¹⁰⁷⁾であった。

しかし、民法改正時、夫婦別姓を主張する者もいた。女性の地位向上、「個人の自主独立」の明確化によって、新たな習俗等が生まれ、同姓の根拠は消滅し行くといったものであった。

又、同論者は、法制審議会民法部会身分法小委員会において、1956年、男性が女性の姓に改姓することは、何か、屈辱的なものを感じさせられる、「夫婦同姓は、父権主義の本陣をつくことだと思う」と述べていた¹⁰⁸⁾。

さらに、結婚による改姓によって、社会活動への不便が生じる点を指摘し、又、それが事実上、女性側の負担であることを指摘することによって、別姓の容認を主張する論者もいた。

これらのほかにも、東京家庭審判所では、1959年、婚姻による一方の他方への改姓は、精神的苦痛を与えるのみならず、社会生活上での混乱を惹起することによって、

「氏の不可変更性の根本理由である法的安定性を害するに至るばかりでなく、婚姻による改氏を強いられるのが多く女性の側にある現実をみれば、憲法上保障される両性の平等が実質的に冒される結果を招来する恐れがあるうえ、本来婚姻と夫婦同氏制が必然的に連携するものとは解せられず、むしろ氏が婚姻から解放されるべきであるとする思潮を併せ考えると、婚姻に伴い氏を同じくするか、別氏とするのかの余地のない夫婦同氏制は根本的に再考されなければならないだろう」と判事が述べるに至っていた¹⁰⁹⁾。すなわち、「共依存関係」の変容の予測である。

今日、議論されている問題が1940年代後半から50年代に既に現れていたことが分かる。

以上の先行研究を踏まえて、

①「戸籍制度」と連動した「ファミリーネーム」

②「家族共同体」

③ 女性差別の問題

④（廃止されたはずの）「家制度」の問題

等を論じるため、明治以降、「家制度」が作られた「近代」に主たる焦点を当てたい。

但し、「家族」という「部分集団」は明治以前から存在していたであろうことから、次章では、「伝統的」とも思える「家族」観に焦点を当ててみたい。

第4章 近代以前の家族観

第1節 江戸期の男女関係

『プレジデントオンライン』において、以下のような問題提起がなされている。

「家でも職場でも、女性であることによる差別は身近に存在します。その背景には男性が権力を持って女性を支配する『家父長制』の影響がありますが、政治学者の中村敏子さんは『家父長制は江戸時代の日本では成立していなかった』と指摘。日本の社会や結婚関係の基礎を築いてきた『家』は、どのようなものだったのでしょうか」¹¹⁰⁾

上記から、

③ 女性差別の問題

の問題の原因として、「家父長制」があることが分かる。しかし、「近代」のスタートとされる明治以前に、「家」はどのような歴史を有していたのであろうか。これは、一種の議論すべき

② 「家族共同体」

の問題でもある。

中村敏子氏は、以下のように議論を展開する。

「10世紀に公家の間で成立した『家』は、武士においても15世紀後半には世代を超えて引き継がれるべきものと考えられるようになりました。徳川政権成立後の17世紀後半になると、諸法度が整備されて武士の『家』は政権により統制されるようになり、庶民の間にも『家』意識が成立するようになりました。こうして人々の生活は、『家』を基本として営まれるようになったのです」¹¹¹⁾

中村敏子氏は、上記のように、日本の「家」の歴史を整理している。

「江戸時代の『家』は、基本的に夫婦とその血族としての使用人から構成されていました。『家』の運営のために各メンバーにそれぞれ『職分』にもとづく役割が与えられていて、それぞれの『職分』が組み合わされることで、『家』全体が構成されていました。『家』はこうした構造により『家業・家産・家名』を継承し、祖先祭祀を伝えることを目指す企業体だったのです。武士の『家』は『家職』を領主から与えられるので、その規制を受ける点が庶民の『家』とは異なりますが、基本的構造は変わりませんでした。現在の家族経営の中小企業に類似した構造だと考えれば、分かりや

すいと思います」¹¹²⁾

つまり、当時の「家」は、「部分集団」でありながら、生産「組織」という「形式」を兼ねていたということであろう。江戸期における「家」の実態として、

「このような『家』における最大の目的は『家』が継続することでした。これは武士でも庶民でも変わりありません。人々の生活はそのためにありました。ですから夫婦関係も、この目的に適合するように構成されました。まず『家』同士の契約だと考えられていましたが、結婚する当事者の意見が無視されるようなことはありませんでした。庶民の結婚は仲人が証人になることが必須条件であり、『家』の属する村など共同体の承認が重要だったので、共同体の人々への披露が大規模に行われました。武士の場合は主君の承認が必要でした」¹¹³⁾

「共同体」を言いつつも、「家」が「ゲマインシャフト」（運命共同体）よりも「ゲゼルシャフト」（利益共同体）として解釈されている一面があることが分かる。

「ゲマインシャフト的な規定意志の総合形態」については「一体性……あるいは家族精神（心からの結合や和合……）」と名づける。それは、言語そのもののごとく自然的に生成し、したがって、了解の種々相をみずからのうちに包含しており、これらの了解の程度は、その（一体性の）規準によって測定される。したがって、了解と一体性はまったく同一のものである。それは、原初的な形態におけるゲマインシャフト的意志であって、このゲマインシャフト的意志が、個別的な関係や作用において現れたものが了解とみなされ、それが全体的な力や性質として見られた場合が一体性であると考えられる」¹¹⁴⁾

と定義される。他方、「ゲゼルシャフトの理論」においては、

「あらゆる結合にもかかわらず依然として分離しつづける。その結果、ゲゼルシャフトにおいては、先験的・必然的に存在する統一体から導きだされうような活動は行なわれない。したがってまた、活動が個人によって為されるかぎり、その個人に内在する統一体の意志や精神を表現するような活動や、その個人自身よりも彼と結合している人々のためになるような活動は行なわれない。それどころかここでは、人々はそれぞれ一人ぼっちであって、自分以外のすべての人々に対しては緊張状態にある。かれらの活動範囲や勢力範囲は相互に厳格に区切られており、その結果、各人は他人が自己の領分に触れたり立ち入ったりするのを拒絶する。すなわち、これらの行為は敵対行為と同様なものと考えられるのである。このような否定的態度は、これらの勢力の主体相互間のありふれた、つねに基礎的な関係であって、平穏の状態におけるゲゼルシャフトの特色である。いかなる人も、自分の与えたものと少なくとも同等であると考えられる反対給付や返礼と交換でなければ、他人のために何かを為したり給付したりしようと思うことも、また他人に何かを恵んだり与えたりしようと思うこともないであろう。さらにこの反対給付や返礼は、彼が持とうと思えば自分で持つことができるものよりも、より以上に彼を喜ばすものでなければならない。なぜなら、彼は、より良く見えるものを手にいれるためでなければ、自分のもっている物を手放しはしないであろうから」¹¹⁵⁾

という指摘がなされる。

いずれにせよ、やはり、

②「家族共同体」

の問題があることが分かる。

上記の事例は、「村」が「社会」という「内容」として、その経済的存続のために結婚を推進したという事例であろう。

第2節 「集団」と「組織」

「男性が妻を迎えることは『家』において『女房』という職分を果たすのに適合的な人物をリクルートするという意味でしたから、その職分に合わない時には、簡単に離婚することが行われました」¹¹⁶⁾。

現代の生産「組織」たる企業等が労働者を解雇する姿に似ている。なお、

「庶民においては、離婚の際に夫から『三下半』といわれる離縁状を交付することが必要とされていました。それは夫による一方的な離縁の宣告ではなく、離婚したことの証明書でした。両者がそれぞれ再婚することができたのです。武士は離婚も主君に届ける必要があったので、こうした手続きは必要とされませんでした」¹¹⁷⁾。

「三下半」の詳細な検討によれば、

「離婚の理由は男女とも不倫から身持ちの悪さ、性格の不一致まで現代とあまり変わりませんでした」¹¹⁸⁾。

こうした点は今日同様、家族が「集団自己同一視する」ことができなくなったことからの「集団」からの離脱と言えよう。さらに

「重要なのは、妻からの『飛び出し離婚』も多いということである。離婚したい妻は、実家に帰って戻って来なかったり、仲介してくれそうな有力者の家に駆け込んだり、最終的には縁切寺に駆け込んだりして、離婚の仲介がなされるように求めました」¹¹⁹⁾。

こうした点も、現代の家庭同様、「家」が密室になるが故の人権侵害の現場になり得ることを示していよう。

又、当時の女性にとって、離婚がマイナス効果をなすことはなかったとされ、それ故に、女性は簡単に離婚、再婚をなしたとされる。江戸期から明治にかけ、ある女性が78回、結婚した事例もある¹²⁰⁾。

「つまり結婚して『女房』という職分を経験することは、女性にとってのキャリア形成だった」¹²¹⁾。

今日、有能な労働者が転職によって、所属する生産「組織」を変更する姿と重複するものがある。

中村敏子氏は、

「夫と女房は『家』の共同経営者」

だったとして、結婚後の夫婦は

「『家』の『当主』と『女房』としてそれぞれの職分を受け持つこと」¹²²⁾

になったと指摘している。そうした構造の中で、

「特に重要なのは、企業体としての『家』の財産、つまり『家産』を守り次世代につないでいくことでした。『家産』は当主個人の所有なのではなく、文字通り『家』の財産だったので、当主の役割は『家産』を管理する管財上の役割だったといわれています。重要なのは、このように『家』を代表するとされた『当主』は、『家』全体を支配する権力を法によって保証されていたわけではないという点です。つまり『当主』が『家』のメンバーに命令し強制する力を与えられていなかったということです」¹²³⁾

他方で「女房」は

「家政を担当し家業が運営されるように管理しました。彼女はいわば『家』におけるマネージャーのような役割を果たしており、家族や使用人の世話だけでなく、さまざまな交際などにも気を配りました。『当主』と『女房』はいわば共同経営者のような立場で分業しながら、『家』を継続させるために働いたのです。つまりふたりはそれぞれが独立した役割を果たしながら協同する関係だったのです」¹²⁴⁾

と指摘される。

先にも指摘したように、「相互作用」たる「経済力」という「内容」を有する「社会」から逃れ得る「個人」は存在しない。ジンメル理論においては、

「個人が社会集団にかかわるさいの自由意志、自由裁量の契機にも強意」¹²⁵⁾
が置かれる。即ち、

「各自は各自の関心に応じ自由意志でいずれの社会圏をも選択することができ、任意の数の社会圏に関与することが可能である、あるいは、外的強制や社会的拘束が働く場合でも、それら一般から個人は逃れることはできないにせよ、少なくともどの人格に、あるいは何によって直接に拘束・規定されるかは個人の自由に委ねられる」¹²⁶⁾

という「形式」上の問題であろう。

有能な人材に離脱されては、その「形式」たる生産「組織」、そして、そのリーダーたる「当主」にとっては、損失であろう。その意味では、「当主」も「女房」たる女性の地位には配慮したことが想像できる。

しかし、換言すれば、家族が生産「組織」としての意義を喪失し、基本的に消費生活のみの「部分集団」となった場合には、この構図は崩壊するとも考えられる。「当主」にとって、「独立した役割を果たし」得る「女房」としての女性は不要になり、「経済力」を有しない女性は男性支配に甘んじることによって、「社会」という「内容」とつながらざるを得なくなるだろう。つまり、「外的強制や社会的拘束が働く」と言うべき状況である。

では、「村などの共同体」等では、「家」はどのような位置づけだったのであろうか。

第3節 「村」と「家」

「『家』の属する村など共同体の承認が重要だった」という先の議論を踏まえつつ、改めて

「『家』とは、『家族』とは何か」¹²⁷⁾

という問題について考察した場合、

「『わが国の』と限定しても、歴史的、地域的にその内実は多岐にわたり、その概念規定は困難であるが、とりあえず次のように整理しておきたい」¹²⁸⁾

として、

「わが国の伝統的『家族』は家父長（戸主）を頭に夫婦親子関係を主軸として、主に直系家族によって（時には傍系親や非血縁者を包摂しながら）成立してきた。そして、家族は感情的融合を基盤にしたわれら意識に支えられて、家父長のリーダーシップのもとに強い経済的・文化的・社会的共同体をなしてきた。しかも、この家族共同体はその家系・連続を本旨とし、家族員にその集団への統一性への帰属を強く求める。ここに、家族共同体は単なる夫婦、親子関係以上の規範を有すること

になる。それこそ、まさに多くの社会学者が『家』制度と規定したものである¹²⁹⁾という議論がある。

前節では、「『家産』を守り次世代につないでいく」ことが重視されていたことを見た。その意味では、「家族共同体はその家系・連続を本旨とし」ていたと言えよう。

しかし、それは「家父長のリーダーシップのもとに強い経済的・文化的・社会的共同体をなし」、又、「家族員にその集団への統一性への帰属を強く求める」とは思えない事例でもあった。

前節の事例は都市部の商家の事例であったとも思われる。では、農村部においてはどうか。

「家はまた、上位社会」、即ち「村落社会（以下、ムラと呼ぶ）の諸権利、義務、社会的扶助、共労・共同などの諸社会関係や生産関係の基本単位でもある。したがって、ムラの構成単位としての『家』は上位社会たる『ムラ規範』との整合が求められる。逆に村落社会（ムラ）は、中間単位としての同族団や地縁的小地域社会を介在させながらも、『家』を基本単位としてヒエラルヒッシュな結合体として成立してきた。したがって、村落もまた『家』の態様と無関係ではありえない¹³⁰⁾と指摘される。

「ヒエラルヒッシュな結合体」といっても、明確な「分業」と「調整」等がない場合は生産「組織」とまでは言えず、「諸社会関係や生産関係の基本単位でもある」性格の「家」に支えられることによって、「ムラ」は「家」という「部分集団」が「連結した結果生じる大規模な集団」としての「全体集団」となっていたのであろう。

四国の山村で

「隠居制」

ということが言われたことがあった。

「隠居制とは、家父長制的な家制度における家父長権の全体または一部の嗣子への譲渡相続に伴なう家父長の隠退システムといえよう。家父長権とは、『家』を代表する行為（家代表権）、家業の経営および家計家産の管理運営（財産権）、家族員に対する扶養、監督、指導の義務（扶養、監督の義務と呼んでおこう）など内容とする」¹³¹⁾

ものであった。

「ムラ」を「『わが国の』と限定しても、歴史的、地域的にその内実は多岐にわたる以上、一概には言えないであろうものの、都市部の「社会」は「組織」、「集団」といった「形式」による「全体」よりも「個人」の論理を優先する傾向の「内容」を有する「社会」であるのに対し、農村部の社会において「家父長制的な家制度」が言われたのは「個人」よりも「組織」、「集団」の論理を優先する傾向があるように思われる。

（市場経済の中で、「組織」を繁昌させ、維持、後継させるために）都市部の商家の「女房」の女性に求められるのは「ゲゼルシャフト」に基づく「独立した役割」であるのに対し、村落の場合には、「個人」、又は個々の「家」を超越した形での農作業が必要であったからであり、農村「社会」では、「経済」という「内容」と生産のための「形式」が未分化であり、最初から生産手段たる農地が存在し、又、かつては生産のための技術力の低さ等によって、「ゲマインシャフト」たらざるを得なかったが故であろう。

「諸権利、義務、社会的扶助、共労・共同などの諸社会関係や生産関係の基本単位でもある」性格の「家」が「上位社会たる『ムラ規範』との整合が求められ」たことは「外的強制や社会的拘束

が働く」具体例と思われる。但し、

「農家の女性の労働時間は家事労働時間より長く、大きく農業収入に貢献していた。男性一人が稼ぎ手ではなかった。戦前は子供から高齢者まで一家みんなで田畑で働いた¹³²⁾ ていた、という意味では、農村部でも、「男女の性別役割論」は必ずしも、発生していなかった、と言えるかもしれない。

これまで、江戸期までの「社会」、又はその分析に参考となると思われる論説を見て来た。では、日本の歴史の中で「近代」が言われた明治以降はどうか。

第5章 「明治」という時代

第1節 家父長制

中国人研究者・申蓮花氏は「家父長制」等を

「家父長制については『家父長権をもつ男子が家族員を統制・支配する家族形態である』と定義し、また家父長的家については『家父長制家族では、一般的に長男が家産と家族員に対する統率権は絶対的権威として表れ、家族員は人格的に恭順・服従する』と定義」であると整理している¹³³⁾。さらに申氏は

「家父長的家は中世から始まり、また近世に武士階層で定着したが、『家父長的家制度』つまり家長的家を制度化したのは近代の明治時代である」¹³⁴⁾

と指摘する。これは中村敏子氏の議論と共通するものである。そして、

「住居地によって戸籍を再編成し、家族の地位順は戸主を一番に、下は儒教的な順番で尊属、直系、男性を上、卑属、傍系、女性を下という親族集団の配列にしたのである」¹³⁵⁾ というのが実態であった。

家父長は戸主であり、家産の細分化を防止し、「家」の存続のために「嫡出長男相続制」を「相続」の基本としていたことが指摘されている¹³⁶⁾。

「『家』の存続」という点では、前節で紹介した江戸期について中村敏子氏の議論と共通していると言える。

明治以降、「家」の中に子弟の性別が「男」であっても、「家の存続にあまり必要のない人間であるから金持ちの家では次三男を分家として独立させられるが、普通の家の場合は、その余裕がなくて次三男は家に残して、ただの『使用人』になるケースが多いのである」¹³⁷⁾ ことも指摘される。さらに、

「娘の結婚時の財産分与は他家へのただの財産の投げ出しになるため、娘を多く生まれることは望ましくない大きな原因になる。つまり、家の存続に必要なばかりか、結婚時に家産の損を与える娘はその地位は次三男よりも最も低いし、差別された存在であった。女性への差別も『家父長的家制度』の下での1つの大きな特徴である」¹³⁸⁾

という指摘もなされる。家父長制が

③ 女性差別の問題

を引き起こしていることが明らかになる¹³⁹⁾。

先に紹介した中村敏子氏は、江戸期には

「女性が結婚しても、彼女の持っていた不動産、持参道具、婚姻中に取得した財産は、妻の所有になりました。妻の持参金や持参不動産は夫のものになりましたが、離縁した時には妻の実家に返還されました」¹⁴⁰⁾

と指摘する。これは互いの配偶者が「家」については「実家」を重視し、配偶者を派遣社員とみる傾向があったことによるものであると指摘される¹⁴¹⁾。結果として、

③ 女性差別の問題

については、明治の方が江戸期より後退した感がある。申氏は

「家父長的家制度の下で各家々には秩序ある小社会であり、家の人々はその家父長の統制の下に置かれていることが分かる。またこの家父長は明治期中央集権統制の末端として位置づけられているため、この統制構造を通じて天皇は国民一人一人を統制でき、色々な政策も国民一人一人まで貫徹できるようになって『富国強兵』が可能になったと思われる」¹⁴²⁾と指摘する。

これは、天皇を頂点として、国家同士が軍事力で侵略し合う「西欧国家体系」という国際関係に対処し、日本という「社会」を1つの人体、即ち「組織」として「形式」化し、動き得る国民国家という「内容」を成立させんがために、「家」を組織の基礎組織としたいがためであった。申氏の論文にも、「戸主」を最低部とし、最高位の「天皇」に連なる系図が「明治国家の中央集権統制図」として描かれている¹⁴³⁾。

換言すれば、各「家」が「天皇」という名誉代表¹⁴⁴⁾を頂点とする組織の末端、企業等に例えれば、「支社」、あるいは一「部署」として位置づけられた「階層化されたヒエラルキー」である。

「強兵」については、軍は中央集権という「形式」によらねば、その力を発揮し得ない「組織」であることから¹⁴⁵⁾、「個人」よりも、それと対立しがちな概念である一方向性的な概念を「内容」とする傾向にある。故に、「形式」と化する必要があったことが理解できよう。

「富国強兵」を追求しようとするれば、「社会」を政治権力によって、「組織」として「形式」化せねばならないことが分かる。つまり、換言すれば、「家」を「部分集団」から当時の明治国家という全体の（軍事）「組織」の末端支社とする必要があったと言える。

第2節 壬申戸籍から明治民法へ

先にも指摘した「明治民法」によって、夫婦同姓が定められるまで、日本には民法典は存在せず、習俗、慣習、その他、太政官、各省による布告等が家族への規制であったことが指摘される¹⁴⁶⁾。

さらに、明治民法が成立するまで「家」を定義していたのは、「戸籍法」（1871年、明治4年）であり、それに合わせて作られた「壬申戸籍」であった。

「壬申戸籍」は、「主として、徴兵、徴税、治安警察等の用に供され、行政的戸籍の性格を持っていた」¹⁴⁷⁾ことが指摘される。

① 「戸籍制度」と連動した「ファミリーネーム」

という問題について、この時点では如何であったろうか。

法務省のホームページ¹⁴⁸⁾には、徳川時代には平民には許されなかった氏の使用が、1870年(明治3年)9月19日(原文では元号のみであるものの、筆者が西暦を優先する形で表記し直した)の太政官布告によって、

「平民に氏の使用が許される」

ことになったことが記されている。この時点では許可されたのであり、全員が氏を名乗ることが必ずしも強制されたわけではないようである。

「氏の使用が義務化」

されたのは、1875年(明治8年)2月13日の太政官布告によってであった。同ホームページによると、

「兵籍取調べの必要上、軍から要求されたものといわれる」

とある。「氏」によって、「西欧国家体系」に不可欠な「軍」のために、徴兵年齢に達した男子を正確に徴兵し、徴兵忌避を防ぐためであろう。

翌1876年(明治9年)3月17日の太政官指令によって、

「妻の氏は『所生の氏』(=実家の氏)を用いることとされる(夫婦別氏制)」

と同ホームページには記載されている。さらに、同ホームページでは、

「明治政府は、妻の氏に関して、実家の氏を名乗らせることとし、『夫婦別氏』を国民すべてに適用することとした。なお、上記指令にもかかわらず、妻が夫の氏を称することが慣習化していったといわれる」

と記載している。

①「戸籍制度」と連動した「ファミリーネーム」

の問題については、徴兵適齢者を正確に把握し得るのであれば、夫婦は別姓であっても問題はないはずである。

また、「妻の氏に関して、実家の氏を名乗らせることとし」たのは、前章等でも指摘した江戸期からの慣習をそのまま引き継ぎつつも、この時点ですでに、「実家」を「『家長権をもつ男子が家族員を統制・支配する家族形態である』と定義」することによって、「『家父長制家族では、一般的に長男が家産と家族員に対する統率権は絶対的権威として表れ、家族員は人格的に恭順・服従する』と定義」される「実家」単位での「家父長的家」を志向したものではないか¹⁴⁹⁾。

このようにすれば、江戸期からの「『家産』を守り次世代につないでいく」を明治以降の「家産の細分化を防止し、『家』の存続」を志向することに連動させられるからである。

又、「夫婦同姓」に関しては、政治権力が「夫婦別姓」を主張したにもかかわらず、「社会」の側がその逆を志向する傾向があったことがうかがわれる。これは、「実家」ではない「家」を生産「組織」とした場合、所謂「企業名」を統一しようとする動きだったのかもしれない。

筆者は「個人」-「社会」は対立概念ではなくそれ故、「社会」という「内容」は多様性、多方向性のある概念であり、「個人」が対立するのは「集団」、「組織」といった「形式」とであると論じた。

その「社会」を「国民国家という『内容』」とせんがために家族を「組織」として「形式」化しようとして明治期の目的のために明治民法は施行された。しかし、そこには論争もあった。

第3節 民法典論争

明治政府は、1880年（明治13年）から、パリ大学より、法学者・ボアソナードを招聘、彼を中心として、民法編纂の作業を行い、1890年（明治23年）に公布した。同民法（旧民法）は、3年後の1893年に施行の予定であったものの、この時、所謂「民法典論争」が発生し、同民法は施行されることなく終わった¹⁵⁰⁾。

同民法施行に対する延期派は

「民法のとり自由主義、個人主義が、わが国の人倫を壊乱し、すでに施行されている大日本帝国憲法の天皇主権の思想と対立するとした。民法は『一男一女情愛ニヨッテソノ居ヲ同ジウスル』一夫一婦を基礎としていて、日本古来の『家』制度に合わないこと、旧慣を顧慮していないこと、日本人自身の起草でないことなどを理由に反対した」¹⁵¹⁾

ことが指摘されている。しかし、以上の議論は、「日本古来の『家』制度」や「旧慣」に合わないものであろうか。

書評「『家』制度研究における政治史と法制史の対話」は

「当時において『人民大衆』の中に確然たる『家』があったのだろうか。……『家』とは政府が作り出した制度であった。徴兵令の免役条項（1889年 {明治22年} まで、「戸主」には徴兵免役の制度があった-筆者注）は、『家』との対立として譲歩して生れたのではなく、まさに『家』を創出し規定する役割を果たしたのではないか」¹⁵²⁾

と論じている。

前章で紹介した農村地域での「共労・共同」の事例を踏まえれば、

「当時において『人民大衆』の中に確然たる『家』があったのだろうか」

という疑問は出ても、不思議ではない。

「『個人』 - 『社会』は対立概念ではなく、「相互作用」による「経済力」によって、不可分な存在とされている以上、成員たる各「個人」が「経済力」を創設せねば、「個人」を養うことはできない。しかし、先にも述べたように、技術力の低さ等によって、「家」が生産「組織」という「形式」たりえない場合には、「部分集団」たる「家」を超えて生産活動を行わねばならず、「内容」 - 「形式」は未分化であろう事は先に述べた。

しかし、明治政府は戸籍によって、「家」を末端とした全日本の「組織」としての「形式」化を図った。戸籍には、先述のように「徴税」の役割もあり、戸主が一家の働き手であった場合、徴兵によって、「家」の農家としての農業生産力や担税力にとってはマイナスとなり、ここに「強兵」と「富国」の矛盾が発生する¹⁵³⁾。同時に、戸主が徴兵されると、その「家」は中心部を失い、「支店」としての役割を失ってしまう。故に、「徴税」（強兵）と「徴税」（富国）の両者の担い手として、「『家』を創出し規定する役割」を維持せんとしたのであろう。

さらに、旧民法延期派だった帝大教授・穂積八束は、

「民法出デテ、忠孝減ブ」

と主張した¹⁵⁴⁾。これは各「家」という「支店」が機能麻痺に陥ることを恐れてのことだったと考えられる。

穂積八束は、

「民法が財産・権利を保障することは、個人間の競争を引き起こし、結果として富の偏在を招く、

という点」

を重視し、故に、

「社会全体の利益を増進するような政策—いわゆる社会策—を導入するよう訴えている。八束の思考においては、社会が獲得した富は社会全体のために分配されねばならないのであり、財産権の保護によって一部の『優者』が『劣者ノ食ヲ奪フ』ことは許されないのである」¹⁵⁵⁾

と考えていたことが指摘されている。

「民法は社会における富の分配のルールであり、劣族であっても生存は保障せられねばならない。そのためには、契約の自由、個人的優勝劣敗といった原則を緩和し、民法そのものを個人主義から脱却させ、『公共的精神』に立脚させなければならない。八束はこのように説き、さらに、権利は人民の主張の本質ではなく、生存の維持の保障こそが真の要求であるとする。

貧者の生存を危うくするような『個人的優勝劣敗ノ進化』を鈍化させるべし、という主張は、彼の思考が当時隆盛を極めていた社会進化論と相容れないことを示す。この点において彼は、同じく法典の延期を主張していた穂積陳重と異なる主張を展開していた。財産権と自由を保障し、個人間の競争を活発化させることで資本主義的経済システムを日本に構築しようという政策目標に対して、八束は真っ向から対立し、自由競争に社会的福祉を対置したのである。これによって八束は、民法典論争の中で独自の位置を占めることとなった」

のであった¹⁵⁶⁾。

穂積八束がこのように主張したのは、民法が「極端ナル個人主義」の立場に立った場合、資本主義市場経済によって貧富の格差が生じ、経済状況の悪化した社会において、

「家が家族を養うに足る財産的裏付けを失えば、家制度は存続できなくなる。また、そのような状況を国家が放置するならば、国家に対する忠誠心も失われることになる。家が家族を養えないならば、そのような家に従属することは何の意味も持たない」。

故に、穂積八束は

「家が家族を保護し、社会が人民を保護することによって、『家制ハ鞏固』になり『奉公ノ精神ハ旺盛』になると考えた」

ことが指摘されている。

「個人主義的民法の導入によって『個人独立ノ経済』が形成されれば、これらは崩れ去ってしまうだろう。その場合には、国家支配の正当性は損なわれることになる」

と考えていた¹⁵⁷⁾。換言すれば、体制の実効性と正統性が危うくなる危惧していたのである。故に、穂積八束は

「国家が財産的不平等をある程度是正し、かつ、家制度を法によって保護する、という両面からの対策が必要になる。八束が両論点をこのように結びつけているのは、『忠孝』が経済的な保護の裏返しであるという認識があるためである。支配者に対する人的な忠誠心は、支配者による経済的な保護と一対をなす一すなわち、支配者と被支配者との間の互酬的な関係の上にある一であり、単にそれのみによって成り立つものではない」¹⁵⁸⁾

という理解を有していた。

つまり、市場経済の矛盾としての貧富の差について、市場経済そのものを批判しつつ、矛盾への対策として、各「家」を単位としてまとまった財産を担保することによって、「経済的な保護」

と言う「社会的福祉」を体制の「支店」に持たせることを構想していたことがうかがえる。但し、「家」の各成員（家族）にどのように権利配分をなすかは不可避の問題であろう。

以上から、旧民法の検討の段階で、「民法のとり自由主義、個人主義」という言葉に示されるように、「個人」－「国民国家」という「内容」のための「組織」化という「形式」の対立が起こっていたことがうかがえる。延期派は「個人」よりも全日本の「組織」という「形式」を重視していたことが分かる。

結果として、政府は旧民法の施行予定年であった1890年、旧民法延期派の穂積陳重（八束の兄）、富井政章、旧民法断行派であった梅謙次郎の3人を民法の起草委員として、委嘱した¹⁵⁹⁾。

その理念としての「家」は

「『家』の永続性が尊重された。過去（祖先）から現在そして未来（子孫）へと、一定の血縁者（特に父の血統）によって、祖孫連綿と『家』は超代的に承継されるべきもの¹⁶⁰⁾とされた他、

「究極的には、天皇家・天皇を総本山・親とし、臣民のそれは分家・赤子と観念された¹⁶¹⁾」こと等が指摘される。同民法では戸主に家族の成員の居住地を指定する権限等、多く権限が与えられ、又、子は成人しても戸主をリーダーとして仰がねばならない規定等が含まれていた¹⁶²⁾。

こうした理念を持つ明治民法の施行によって、1871年の「戸籍法」は廃止され、新たな「戸籍法」等が制定され、「支店」たる「家」については、「戸籍」に記載されているのは、戸主と家族の出生、死亡、婚姻、離婚、養子縁組等の身分関係の記載のみになり行政目的条項は削除された¹⁶³⁾。

本来、民法は「社会」を担う「個人」たる私人間にて、「平等の立場で自由に形成しあうべき」関係（私的自治の原則）を規定する「私法」であり、先に指摘された「契約の自由」は当事者による各「個人」同士が契約を結ぶ権利を定義したものである。序章でも指摘したように、「婚姻は別人格者同士の契約である」が故に、「契約の自由」の概念の下、「民法」（私法）によって定義されるべき理念と言えよう。他方、政治権力（国家）－「社会」の関係は「公法」が担うのが近代法の原則であるとされる¹⁶⁴⁾。しかし、明治民法は、「社会」への政治権力による「組織」という「形式」化のために、「公法」的存在としていることがうかがえる。

この動きは、本章で論じた

①「戸籍制度」と連動した「ファミリーネーム」

については、江戸期からの夫の名を名乗る傾向があるという「旧慣」を利用しつつ、「戸主」たる男性の支配に下に、婚姻によって入ってきた女性を、その「家」＝「支店」の一員としての性格をより強めようとしたのかもしれない。では、

②「家族共同体」

そして、先の申蓮花氏も指摘した

③ 女性差別の問題

については、「近代化」の流れの中で、どのような動きが見られたのであろうか。以下、この2点を論じていきたい。

又、上記の論点と連動していると思われる明治以降の「家父長制」について、

「家族主義イデオロギーと新しい家族の可能性：戦後民主主義研究ノート・家族（戦前）」（吉崎祥司著）は、超世代的な「家の存続・繁栄を願う」伝統的な「家族主義」が社会の上下層を問わず存在し、又、

「旧来の家族の大半において、たとえそこに家父長的権威関係が存しようとも、それはいまだ権力の関係ではなく、また自主的に権力の関係へ展開するものでもない」¹⁶⁵⁾

と指摘している。先にみた江戸期の男女関係を踏まえれば、的を射た議論と思われる。

明治以降の「家制度」は、前章でも論じた「家父長制」を民法によって、制度化し、かつ強化したとも解釈できる。

「明治政府はなにゆえにその特有の家族制度を公権力をもって、国民全体に強制する必要があったのか」¹⁶⁶⁾

と問題提起がなされている。換言すれば、明治民法が「公法」的性格を持たされたことへの問題提起である。

さらに、ジンメルとほぼ同時代を生きたドイツ人哲学者・ヴィルヘルム＝ディルタイ（1883-1911）が、各「個人」の「相互作用」によって、人間本性にとっての諸要素が充足され得る共同活動が帰結する概念を「文化システム」と称し、「文化システム」が「外的な強制力」を有する統一意志たる「外的組織」、即ち、国家と相互に関連すると論じた¹⁶⁷⁾。

以下、本論文の「下」にて、以上のような議論を展開する。

注

- 1) 「\男女差別をなくしていこう／『ジェンダー』の意味、解説します」
<https://www.jica.go.jp/nantokashinakya/sekatopix/article004/index.html>
- 2) 同上
- 3) <https://news.yahoo.co.jp/articles/0c57f271f417d9ba9c2eeb503ac2b2ed5361a22d>（インターネットページ、掲載媒体が不明な論文、又、紙媒体では入手困難と思われる英文資料等については、URLを記載した。尚、インターネットページのURLは先頭ページのものである）
- 4) 砂田恵理加「アメリカ合衆国における取組と日本への示唆」
https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/pdf/senmonsyoku/24_ch5-2.pdf、p.181
- 5) 同上、p.181
- 6) 同上、pp.182-183
- 7) 同上、p.183
- 8) 同上、p.184
- 9) 同上、p.186
- 10) 同上、p.186
- 11) 同上、p.188
- 12) 同上、p.189
- 13) 同上、p.192
- 14) 同上、p.193
- 15) George Ritzer, *Sociological Theory*, University of Maryland, 2010, P.6
- 16) Lori A. Rolleri, MSW, MPH, p.4
- 17) Lori A. Rolleri, MSW, MPH, p.5

- 18) 「根強い男女の格差 ジェンダーギャップを植え付ける学校の『隠れたカリキュラム』子どもたちに大きく影響」
<https://www.fnn.jp/articles/-/281449>
- 19) 同上
- 20) 同上
- 21) 同上
- 22) Lori A. Rolleri, MSW, MPH, p.2
- 23) <https://www.engineeringworks-management.com/trend/dobojo.html>
- 24) 「根強い男女の格差 ジェンダーギャップを植え付ける学校の『隠れたカリキュラム』子どもたちに大きく影響」
- 25) 同上
- 26) 同上
- 27) 市原初美「ジンメルとフェミニズム」、p.117
<https://paperzz.com/doc/5981552/%E3%82%B8%E3%83%B3%E3%83%A1%E3%83%AB%E3%81%A8%E3%83%95%E3%82%A7%E3%83%9F%E3%83%8B%E3%82%BA%E3%83%A0>
- 28) 釜崎太「スポーツにおける社交の意義と可能性－ジンメル『社交の社会学』読解－」『体育・スポーツ哲学研究』Vol. 41(2019). No. 2, p.104
- 29) Module 7 Key Thinkers Lecture 39 Georg Simmel, Thorstein Veblen and Karl Mannheim
NPTEL – Humanities and Social Sciences – Introduction to Sociology, p.2
- 30) 日本国憲法第 24 条
婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 31) Georg Simmel, The sociology of secrecy and of secret society, The American Journal of Sociology, january 1906, pp.460-461, <https://www.d.umn.edu/cla/faculty/jhamlin/4111/Readings/SimmelSecrecy.pdf>
- 32) Smith, GWH, Georg Simmel : interactionist before symbolic interactionism?, p.10
http://usir.salford.ac.uk/id/eprint/43552/3/C__Users_scs251_Documents_Data%20Transfer_The%20Interactionist%20Imagination_GSas%20interactionist%20usir.pdf
- 33) Georg Simmel, The sociology of secrecy and of secret society, The American Journal of Sociology, january 1906, pp.460-461
- 34) <https://nordot.app/777116324893753344>
- 35) GROUP DYNAMICS 6. The Sociology of Georg Simmel, pp.6-7, <https://courses.aiu.edu/GROUP%20DYNAMICS/6/GROUP%20DYNAMICS%20-%20SESSION%206.pdf>
- 36) 「根強い男女の格差 ジェンダーギャップを植え付ける学校の『隠れたカリキュラム』子どもたちに大きく影響」
- 37) 時事ドットコムニュース「夫婦別姓、自民論客に聞く」2021年5月4日
- 38) 前田健太郎「男性の支配する国で、男性がジェンダーを学ぶ意味」『ジェンダー研究』第23号、2021年2月、p.3
- 39) 同上、pp.3-4
- 40) 同上、p.4
- 41) 同上、p.5
- 42) 同上、p.6
- 43) 同上、p.6
- 44) 同上、p.6
- 45) 同上、p.7
- 46) 長野ひろ子「女性史－ジェンダー史の展開」、p.19
http://jscfh.org/wp-content/uploads/2020/03/%E6%AF%94%E8%BC%83%E5%AE%B6%E6%97%8F%E5%8F%B2%E7%A0%94%E7%A9%B6_23-03%E9%95%B7%E9%87%8E.pdf
- 47) 同上、p.20
- 48) 同上、p.21
- 49) 同上、p.21

- 50) 同上、p.22
- 51) 同上、p.22
- 52) 同上、p.22
- 53) 同上、p.22
- 54) 同上、p.22
- 55) 同上、pp.22-23
- 56) 同上、p.23
- 57) 同上、p.23
- 58) 同上、p.27
- 59) 鳥居千代香「日本におけるジェンダー研究の重要性」『帝京大学短期大学紀要』第24号、p.17
- 60) 同上、p.33
- 61) 同上、pp.33-34
- 62) 同上、pp.34-35
- 63) 「<時事ニュースで好奇心にスイッチ！>夫婦別姓、最高裁認めず－賛成派、反対派それぞれの理由を知ろう」
- 64) 同上
- 65) 同上
- 66) <https://ricon-restart.jp/89.html>
- 67) 「親が夫婦別姓、子どもの本音を聞いてみた『困ることはない。以上』」
<https://withnews.jp/article/f0181017001qq0000000000000000W02c10101qq000018115A?ref=kijiunder>
- 68) 「<時事ニュースで好奇心にスイッチ！>夫婦別姓、最高裁認めず－賛成派、反対派それぞれの理由を知ろう」
- 69) 二宮周平『意見書』2011年12月5日、p.7
<http://www.asahi-net.or.jp/~dv3m-ymsk/ninomiya.pdf>
- 70) 奥田義人『民法親族法論 全』有斐閣書房、1898年、pp.62-63
- 71) 同上
- 72) 重村博美「家族のあり方をめぐる法と裁判の交錯」『近畿大学短大論集』第48巻第1号、2015年12月、pp.35-36、38
- 73) 同上、p.38
- 74) 八木秀次「ファミリーネームを国民全員が奪われる！？ 夫婦別姓が及ぼす社会混乱」『夕刊フジ』2022年7月7日 <https://news.yahoo.co.jp/articles/d7b3f408cabe6354e3fb9dd013a7b79a51902263>
- 75) 同上
- 76) 同上
- 77) 同上
- 78) <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%AE%B6%E6%97%8F>
- 79) <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%9B%86%E5%9B%A3>
- 80) <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%80%8B%E4%BA%BA>
- 81) 前掲「ファミリーネームを国民全員が奪われる！？ 夫婦別姓が及ぼす社会混乱」
- 82) 同上
- 83) 八木秀次「『夫婦別姓は社会を破壊する』共産主義と極端な個人主義思想」『夕刊フジ』2021年7月6日
<https://news.yahoo.co.jp/articles/16474ec68d52b03d9fa8a8eddd03e358824c578e>
- 84) 同上
- 85) 前掲「夫婦別姓、自民論客に聞く」
- 86) 同上
- 87) 同上
- 88) 同上
- 89) 同上
- 90) 同上
- 91) 同上
- 92) 陳情アクション事務局長・井田奈穂 ロングインタビュー「『改姓は社会的な死』だと痛感しました」
<https://chinjyo-action.com/ida-naho-interview/>
- 93) 同上
- 94) 同上
- 95) 「『夫婦別姓』選べず離婚…司法が掲げる『家族の一体感』って何？」

- <https://withnews.jp/article/f0180609002qq0000000000000000W05610101qq000017443A?ref=kijiunder>
- 96) 「現代社会変動論 第6回 近代の悲劇——ジンメルとウェーバー 近代という文化」
<http://www.rikkyo.ne.jp/~ymatsumoto/change17/change1706.pdf>
- 97) Smith, GWH, p.9
- 98) <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%A4%BE%E4%BC%9A>
- 99) <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%80%8B%E4%BA%BA>
- 100) 劉穎「中国親族呼称の諸相—その成り立ちと転用—」、p.2
<https://www.seijo.ac.jp/pdf/falit/166/166-04.pdf>
しかし、生産力の発展の結果として、生産活動の中での男性の役割が大きくなり、結果として、「家父長制」や「財産相続制度」が生み出された、という指摘もある（同上、p.3）。
- 101) <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%B5%84%E7%B9%94>
- 102) 同上
- 103) <https://news.yahoo.co.jp/articles/c9c6126cecba89d422bdb7ce377dcb2a67d4e0d9>
- 104) <https://diamond.jp/articles/-/162579>
- 105) <https://biz-note.jp/about-black-company/>
- 106) 前掲『意見書』、p.10
我妻栄編『戦後における法改正の経過』日本評論社、1986年、pp.250-251
- 107) 前掲『意見書』、p.11
- 108) 同上、p.12
- 109) 同上、p.13
- 110) 中村敏子「『78回結婚した女性が存在』夫婦別姓が当たり前の時代は、もっと男女平等だった 女性の再婚は転職のようなもの」
- 111) 同上
- 112) 同上
- 113) 同上
- 114) テンニエス著、杉之原寿一訳『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト（上）』岩波新書、1957年、pp.61-62
- 115) 同上、pp.91-92
- 116) 前掲「『78回結婚した女性が存在』夫婦別姓が当たり前の時代は、もっと男女平等だった 女性の再婚は転職のようなもの」
- 117) 同上
- 118) 同上
- 119) 同上
- 120) 同上
- 121) 同上
- 122) 同上
- 123) 同上
- 124) 同上
- 125) 池田光義「ジンメルの個人概念に関する一考察」『一橋論叢』第95巻第3号、p.437
- 126) 同上、p.437
- 127) 橋本征治「家制度と村落社会—四国山地における隠居制村落の場合—」、p.269
- 128) 同上、p.269
- 129) 同上、p.269
- 130) 同上、pp.269-270
- 131) 同上、p.270
- 132) 「日本におけるジェンダー研究の重要性」前掲誌、p.33
- 133) 申蓮花「日本の家父長的家制度について—農村における『家』の諸関係を中心に」『地域政策研究』（高崎経済大学地域政策学会）第8巻第4号、2006年3月、p.100
- 134) 同上、p.100
- 135) 同上、p.100
- 136) 「日本の家父長的家制度について—農村における『家』の諸関係を中心に」前掲雑誌、p.100
- 137) 同上、pp.101-102
- 138) 同上、p.102

- 139) 阿古真理「家事や子育てを『やらない夫たち』が、頭の中で考えていること」
<https://news.yahoo.co.jp/articles/d4845263d1a7bf5420693cbd35a4372654caaeff?page=1>
- 140) 前掲「『78回結婚した女性が存在』夫婦別姓が当たり前の時代は、もっと男女平等だった女性の再婚は転職のようなもの」
- 141) 同上
- 142) 「日本の家父長的家制度について－農村における『家』の諸関係を中心に」前掲雑誌、p.102
- 143) 同上、p.100
- 144) 「名誉代表」という表現は、伊藤博文が天皇を「凡そ一国と云ふものは、其の国土と人民とを総て一つの風呂敷の中に包んだやうなものである。之を代表、所謂レプレゼントという字を使って居る。之は正しく代表といふ字に当たるが、私は日本の君主は国家を代表すると云はずして、日本国を表彰する。表はすといふ字を使ひたいと思ふ。決して代表ではない」（拙稿「ある君主機関説論－明治の日本国家像についての私見」『立命館文学』669号、p.70）と述べていたことによる。
- 145) 同上、pp.79-80
- 146) 井戸田博史「法による『家』と個の相克－国家政策と法－」、p.3
- 147) 同上、p.3
- 148) <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji36-02.html>
- 149) なお、中国では、結婚後も配偶者の姓は変わらない。ある種の「家父長制」を定義している概念は「宗族」であろう。「宗族と同姓団体は、中国人社会によく見られる父系親族組織である。明確な父系血縁に基づいた宗族組織は、社会制度上、重要なものであり、中国社会の人間関係や社会構造の骨格をなすものである。同時に、父系親族関係は、同姓であることを根拠にして、明確な父系血縁関係を持たないにもかかわらず、同姓の宗族や個人の間まで拡大できる。このような擬制的父系親族の社会結合は同姓団体と呼ばれる」（陳夏晗「1949年以前の同姓団体の生成と現在の再興－福建省南部の事例研究－」『総研大文化科学研究』第8号、2012、p.137）。
- 北宋中期以降、例えば、福建省においては明代を経て、
「宗族を基本的な単位とし、同姓であることを根拠にして、共通の祖先および祖先祭祀を結合の契機として、複数の市・県に跨がる複数の同姓宗族の連合と宗親会を形成していく動きが現れた」（同上、p.138）。
- 「同姓宗族の連合」は「組織」としての要素を有さず、運営「組織」とは言えないものの、「宗族会」は「組織の定款・選挙を通して選出された指導層・事務部門・事務所・活動資金といった組織的要素をもつものであり、独自の運営組織をもつ組織体である」（同上、p.138）とされる。前者は「ゲマインシャフト」、後者は「ゲゼルシャフト」と言えるだろう。
- 「成員権が生得的なものである宗族とは違い、同姓団体は任意加入の社会結合である。同姓団体の出現は宗族よりも遅い。任意加入団体の形成は、つねに特定の社会的需要や社会変動に応じたものである。変化している社会的環境のもとで、人々は任意加入団体への参加によって自らの現実的なニーズに応じて新たな環境に適応しようとする。したがって、任意加入の結合である同姓団体を理解するにあたっては、同姓団体の生成・展開だけではなく、その生成・展開と社会環境や社会変動との関係が欠かせない視点となってくる」（同上、p.138）。
- 陳夏晗氏の調査によると、
「1949年以前、福建省南部地域では、林・李・洪・王・陳・邱・董・楊などの姓が、それぞれに同姓宗族の連合を持っていたことが明らかになっている」（同上、p.139）。
- 1820年、晋江市にて、林姓と鐘姓の械闘が発生し、結果として、各村の林姓宗族は、「迎祖」儀礼によって、宗族連合を結成し、宗族間の連帯を強化し、他姓宗族の攻撃からの協力した対抗をなすようにしたのであった（同上、pp.139-140）。
- 異姓宗族は、利害が一致せねば、械闘等の抗争を引き起こすことが多々あり、それ故の同姓宗族間の連帯であった。同時に、同姓宗族内での貧困者への経済支援を行っていた事例もあった（pp.141-142）。
- 「前近代の中国において、宗族は父系集団における成員間の団結・相互扶助・利益保護などを担っていた。これまで見てきたように、擬制的父系親族組織である同姓団体においても、宗族と同様の機能を果している」（同上、p.142）
ことが指摘される。
- 「宗族」は1つの小規模な「集団」であり、農業という村ぐるみの生産「形式」がそのまま、「社会」の「内容」となっていたと思われることをかつて、筆者も考察したことがある（拙稿「商紳政権－連省自治の理念と現実－広東省の場合（終編）」『立命館文学』576号（参照）。しかし、中華民国期まで存続していた同姓団体は

「1949年の中華人民共和国成立から1978年にかけての共産党政府による農村社会の全面的な再編のなかで、宗族組織と同様に、否定・批判されて、ほとんどの存在基盤を失って解体していたのである」（同上、p.142）。これは、中華人民共和国成立以降の土地改革や人民公社化によって、新たな「形式」が「政治」によって「社会」に課せられることによって、「社会」の「相互作用」の「内容」が改編されたからであろう。

その後、1980年代以降、中国政府の政策変更によって、再び「宗族会」作りが盛んになり、例えば、「林氏宗族会」は、中台関係の経済強化のため、同宗族会が有効である等した（同上、p.143）。昨今のグローバル化の中での新たな動きと言える。

以上から、「経済力」という「相互作用」というべき「社会」からは「個人」が逃れ難いことを示している。

- 150) 「法による『家』と個の相克－国家政策と法－」前掲雑誌、p.4
- 151) 同上、p.4
- 152) 山中仁吉「『家』制度研究における政治史と法制史の対話：福島正夫著『日本資本主義と「家」制度』再訪」『北大法学論集』71（3）、2020年、pp.625-626
- 153) 同上、p.624
- 154) 井戸田博史「法にみる『家』と個の相克－国家政策と法－」、p.4
<https://123deta.com/document/y9njw9dz-%E6%B3%95%E3%81%AB%E3%81%BF%E3%82%8B%E5%AE%B6%E3%81%A8%E5%80%8B%E3%81%AE%E7%9B%B8%E5%85%8B%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E6%94%BF%E7%AD%96%E3%81%A8%E6%B3%95.html>
- 155) 坂井大輔「穂積八束の『公法学』（1）」『一橋法学』第12巻第1号、2013年3月、pp.252-253
 穂積八束の主張の中にある
 「『国ノ精華トシテ』の『倫理』とは、天皇制を支える国体にほかならないからである。すなわち、八束の民法批判は、民法論に留まるものではなく、窮極的には国家の存在理由を確保するところにその眼目があるのである」（同上、p.256）。
 「私法」の「公法」化は、換言すれば、本文中にも見るように、「ゲマインシャフト」の「内容」によって出発した明治の体制は、その後の社会の進化によって、「社会」の「内容」の進化を求めるならば、「ゲゼルシャフト」に移行し、「私的自治の原則」を求めざるようにならざるを得ない。しかし、それによる「西欧国家体系」に対処せんとする体制の自己崩壊を恐れていたと指摘できる。その意味では、「近代化」を言いながらも、近代化によって廃れていくであろう「伝統的正統性」の象徴とも言うべき「天皇」を持ち出し、又、それによってある種の「全体主義」を志向したことで、明治体制は出発点から矛盾していたと言え、又、今日の「日本国憲法」によって、「戦争放棄」を謳い、又、経済のグローバル化によって、「西欧国家体系」の終焉が思われる今日、各「家」に「支店」の役割を担わせるためだったとも思われる「夫婦同姓」の強制規定は、本文中で論じた論点と関連しつつ、最早、合理性や意義は存在しないと考える。
- 156) 同上、p.256
- 157) 同上、p.256
- 158) 同上、p.256
- 159) 前掲「法による『家』と個の相克－国家政策と法－」、p.4
- 160) 同上、p.5
- 161) 同上、p.5
- 162) 「日本の家父長的家制度について－農村における『家』の諸関係を中心に」前掲誌、p.101
 渡邊国昭「戦前の二重の公共性について－とりわけ、修身教育と公民教育、『家』制度に着目して－」『佛敎大学大学院紀要』第34号、p.146
- 163) 前掲「法にみる『家』と個の相克－国家政策と法－」、p.5
 尚、明治民法の制定に伴い、新たな「戸籍法」が制定された。この戸籍法によって、「西欧の制度にならった個人本位の身分登記簿」が設けられていたものの、1914年の「大正3年戸籍法」は、「身分登記簿」を廃止し、戸籍簿に一本化した。これは、「その西歐的側面」の死であると評価されるものの、煩雑な事務手続等の他、「根本的には、身分登記に対する国民の支持がなかったことにあったといえる。個人の確立にともなう個人の身分関係それ自体よりも、『家』の出自、『家』への帰属、『家』における地位が重視される社会構造が影響したと考えられる」（p.5、10-11）と指摘される。本文中にも書いたように、戦前の日本社会は「ゲマインシャフト」と「ゲゼルシャフト」の競合状態にあったと考えられる。この競合を「社会」がどのように解釈していたか、を更なる今後の研究課題としたい。
- 164) 吉崎祥司「家族主義イデオロギーと新しい家族の可能性：戦後民主主義研究ノート・家族（戦前）」『北海道教区大学紀要』第1部B、社会科学編、1982年、p.46
 「民法の意義」、p.1

https://www.hou-bun.com/01main/01_04_rendo_pdf_15.pdf

165) 同上、p.47

166) 同上、p.47

167) 疋茂「G・ジンメル『規格化様式』論（上）」『近代』2014年、pp.21-22

(本学博士後期課程修了者)

